

性犯罪・ 児童虐待捜査 ハンドブック

～被害者心理から捜査・公判まで～

第2版



田中 嘉寿子 著



立花書房

第2版はしがき

1 本書の構成

2014年1月に初版を発行した後に生じた様々な事情により、第2版の構成・内容とも大幅に変更することにした。

まず、第1編を性犯罪、第2編を児童虐待に大別した。

第1編は、第1章を性犯罪の特質、第2、3章を実体法（刑法及び特別法）、第4章以下を手続関係とし、第4～7章を捜査、第8～10章を公判、第11章を被害者支援、第12章を加害者の再犯防止とした。

次に、第2編は、第13章を児童虐待の特質、第14章を児童虐待事件の公判上の問題、第15～17章を身体的虐待、ネグレクト及び性的虐待とし、裁判例、事例に即した捜査・公判上の留意点を扱った。なお、第17章の性的虐待における架空事例は、初版の内容を現在の司法面接実務に即して大幅に改変した。

紙数の大幅な増加により、ハンディでなくなったが、読者は、自己の関心事項を目次と索引で確認し、執務の座右の書としていただきたい。

2 改訂に当たり重視した事情

(1) 法改正

2017年及び2023年、刑法の性犯罪に関する罰則が大幅に改正されたため、実体法の解説を充実させる必要が生じた。

特別法についても、「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」（以下「性的姿態撮影等処罰法」という。）が新設されて撮影行為が犯罪化され、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」（以下「児童ポルノ法」という。）が改正されて、単純所持も規制された。

児童関係の諸法令や関係条例等にも一部重要な改正があった。

手続面においても、2023年、刑事訴訟法（以下「刑訴法」という。）が改正

され、起訴状等における被害者氏名等の個人特定事項の秘匿化が実現し、司法面接の記録媒体が伝聞例外化されるなど、被害者の負担を軽減する改正が行われた。

(2) 判例変更、新判例

2016年、強制わいせつに性的意図を不要とする判例変更が大法廷判決でなされるとともに、児童福祉法違反の淫行概念を明確化する判例が出た。

2017年の刑法改正後、性犯罪の判例集登載が相当増えた。また、児童虐待も、社会問題化したためか判例集登載が増加した。そこで、直近の裁判所の判断傾向を示すため、下級審の裁判例も多数紹介している。

(3) 法解釈研究の活性化

2017年の刑法改正より以前、性犯罪事件は、事実認定の問題にすぎないと思われ、教科書の記載も簡潔で、司法試験に出題されることもなく、一部のジェンダー法学者を除いて研究者は研究対象とせず、学界では等閑視されていた印象が強い。初版執筆時、参照すべき学者の論文はほとんどなかった記憶である。

しかし、今は、上記の法改正・判例変更等を受け、多数の論文が公表され、被害者関係の団体等も意見を多数公表し、海外の研究の紹介も増えた。学究の徒ではない筆者にとって、これらの論文を網羅的に渉猟して検討を深めることは非常に負担が重く、精査できたのは一部に留まったが、初版では簡潔であった実体法解釈の章を充実させるよう努めた。学問的には不十分であるが、学者による教科書と異なり、実務的視点での解説を心掛けている。

(4) 被害者心理に関する研究の発展

性犯罪の被害者（以下「性被害者」ともいう。）の聴取等に当たり、捜査機関から二次被害を受けたという訴えや、被害者供述が裁判官の「経験則」に反して信用し難いとされて無罪となり、被害者支援団体等から厳しい批判を受ける判決は後を絶たない。

2017年刑法改正案の国会審議において、被害者が凍結反応を生じること等、被害時の精神状態について捜査・公判に携わる全ての関係者が適切な研修を受けるよう要望されていること等を踏まえ、被害者の精神状態について理解を深めるため、被害時の被害者の凍結反応等に関する精神医学・

心理学（目に見えない心の問題）に加え、ポリヴェーガル理論等の神経生理学・脳科学（測定可能な神経反応という生物学的根拠のある実証的学問）を紹介した。

被害者心理の専門家と連携して被害者心理に関する知見を裁判の場に提供し、裁判官・裁判員、ひいては社会全体を啓発し続けることが重要である。

（5）司法面接による被害者の聴取方法の変化と新たな問題

児童虐待事案の増加に伴い、2015年10月、児童相談所（以下「児相」という。）・警察・検察庁の三者の連携を強化し、三者協同面接を推奨する通知が発出され、警察・検察の現場において、子供から聴取する場合に、司法面接を応用した取調べが試行され、2023年の改正法において、刑訴法上の位置付けがなされた。

筆者は、初版出版後、①仲真紀子教授によるNICHHDプロトコルの研修を受講し、②2015年7月にチャイルドファーストジャパン（CFJ）の司法面接プロトコル研修を受講し、以後、CFJプロトコルの講師資格を得てその普及に携わり、③2022年9月から2年間国際刑事裁判所・検事局に出張して諸外国出身の司法面接の専門家らとともに同検事局における司法面接ガイドラインを作成した経験等を踏まえ、司法面接に関する記述を大幅に改訂した。司法面接プロトコルは証人尋問規則と類似性が高いので、適切な司法面接の録音・録画を裁判官に見てもらえば、供述の信用性を納得してもらえと思う。

司法面接では、子供に「なぜ」と質問することが禁じられている。その理由について考察し、多数の性犯罪の無罪事件の検討を踏まえ、成人の性被害者に対しても、「なぜ」を用いないことにより、二次被害を最小化しつつ、裁判で争点とされ、裁判官に疑問を抱かれやすい点について十分に聴取する方法を考案し、本書で提案している。

（6）性犯罪における証拠構造の分析・提示

裁判所は、裁判員裁判導入を契機に、証拠構造を非常に重視するようになった。本書では、性犯罪・児童虐待事件の判決書に示された証拠構造を分析し、間接証拠型の立証を推奨している。

警察官は、公判を担当しないものの、裁判でどのような事情が重視されて

いるかを理解し、証拠構造を意識した上で捜査をすることにより、真に立証に必要な捜査に集中でき、適切な判決獲得に繋げられるので、是非一読していただきたい。

(7) 公判立証における類似事実の重要性

諸外国や国際刑事裁判所で許容されている類似事実が日本の裁判所では証拠排除されていることが、不当な無罪判決の原因の一つではないかと危惧している。

刑法等の実体法が改正されても、重要な証拠が排除されたままでは、被害者は法廷で孤独な戦いを強いられ、適正な事実認定はなされず、不当な無罪判決が続きかねない。

類似事実に関する第9章を熟読してもらえれば、日本の裁判所が抱えている、

① 法的根拠なしに国民から類似事実を隠蔽している非民主性

② 被告人の類似事実を排除し、被害者の類似事実を許容する不平等性と先進諸国で唯一レイプ・シールド法（被害者の類似事実〔性的経歴〕による立証を制限する法律をいう。）が欠如している国際的観点からの後進性

③ 国際的診断基準に示されるパラフィリア（性嗜好異常）症等の性犯罪の加害者が有する精神的問題を無視する非科学性等の問題性をよく理解していただけると思う。

日本の裁判所は、性犯罪・児童虐待における類似事実を許容する国際的な傾向に逆行しており、いわゆる「ガラパゴス化」を極めている。

2度の刑法改正の審議過程において、被害者支援団体等がレイプ・シールド法の導入を要望したが見送られた。イギリスのように類似事実全体の問題として捉え直し、被告人の類似事実を許容し、被害者の類似事実を排除すべきである。

多くの日本の裁判官・学者は、20世紀前半の米国のマコーミック論文を引用し、類似事実の活用に否定的であるが、中川武隆元判事の『悪性格と有罪推認——イギリス控訴院判例の分析』（信山社、2019年）は、英国の2003年刑事司法法制定後の英国控訴院における類似事実の適切な活用状況を紹介しており、筆者にこの問題を提起する勇気を与えてくれた。中川元判事には、著作からの多数の引用を許可していただき、感謝に堪えない。

類似事実の問題は、公判前整理手続で決着が付けられ、公判で議論されず、判例にもならないことが多いため、被害者や市民やほとんどの学者にも知られてこなかったと思う。

本書の類似事実に関する記述は、問題提起にすぎず、今後の更なる市民における議論や学者による研究、ひいては実務の改善を期待するものである。

(8) 被害者支援の拡充

性被害者への支援についても、犯罪被害者支援弁護士制度が実現し、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターが各都道府県に設立され、性被害者の看護に重点を置く日本フォレンジック看護学会が設立されて日本性暴力対応看護師（SANE-J）の認定制度が導入され、セクシュアル・ハラスメントを告発する#MeToo運動が世界的に起き、我が国では性犯罪無罪判決に対するフラワーデモが起きるなど、性被害者を取り巻く環境は大きく変わりつつある。

支援手続の面での細かい改正等を含め、被害者・支援者の視点で有用と思われる点を加筆した。

(9) 加害者への再犯防止策の進化

2022年、刑事施設及び保護観察所における性犯罪者処遇プログラムが改訂された。

性犯罪の加害者の中には、痴漢を止められない窃触症者等のようにICD-11⁽¹⁾／DSM-5-TR⁽²⁾のパラフィリア（性嗜好異常）症群の傾向を示す者も少なくない。パラフィリア症は、精神科医の間においても診断基準が確立しているとはいえないが、たとえ疾病性があっても責任能力が減弱するものではない。

(1) WHO（世界保健機関）作成の「疾病及び関連保健問題の国際統計分類（International Statistical Classification of Diseases and Related Health Problems）」。2019年6月に第11版（ICD-11）が公表された。日本語訳は未了であるが、概要は日本精神神経学会のウェブサイトで紹介されている（「連載 ICD-11「精神、行動、神経発達疾患」分類と病名の解説シリーズ」（厚生労働省ウェブサイトで、第10版〔2013年〕の日本語版を見ることができる。）。

(2) 米国精神医学会作成のDSM-5-TR（The Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders, Fifth Edition, Text Revision）。精神科医が患者の精神医学的問題を診断する際の指針であり、2013年の第5版を2022年に改訂した。日本語訳は『DSM-5-TR精神疾患の診断・統計マニュアル』（医学書院、2023年）。

ただし、被告人にパラフィリア症傾向があると、矯正施設においては性犯罪者処遇プログラム等の治療的アプローチの対象となり、また、弁護人が有罪を争わない事案では、情状立証として民間医療機関における治療の必要性＝執行猶予の必要性を主張して減軽事情とされる。本書では、裁判所が被告人の類似事実の典型であるパラフィリア症傾向を有罪の根拠としては排除しながら減軽事情に活用する裁判例を紹介し、裁判所の不均衡な傾向を批判している。

(10) 児童虐待事案における証拠法則の問題

児童虐待の増加に伴い、裁判例が増加したので、虐待の類型別に分析・紹介を行った。

他方、虐待による頭部外傷（以下「AHT」という。）についての記述は、本書から割愛することとした。筆者は、2017年から2020年の間、毎日のようにAHTに関する医学書・海外論文、脳神経外科学の教科書等を読む機会があり、複数のAHT事件の控訴審を担当した経験から、海外のAHT診断・裁判の状況につき「虐待による頭部外傷（AHT）事件の基礎知識（上、下）」警学73巻8号（2020年）106頁、9号（同年）121頁で紹介し、医師との連携上の留意点につき「子ども虐待初期対応時に求められる医学的所見の証拠化」外来小児科23巻1号（2020年）65頁で私見を述べており、これらを参照していただきたい。

ただし、AHT事件については、弁護活動が活発化し、無罪判決が増加する中、日本の裁判所の証拠の採否・事実認定に関する問題点も露呈していると感じており、その点については第14章で詳述することとした。

日本の裁判所は、児童虐待事案において、裁判員が見るべき証拠を合理的理由なく排除して隠し、聴くべきでない自称専門家の証言を聴いて非科学的な裁判をしていると思う。

裁判所が、①刺激証拠（被害児の遺体写真等）・②類似事実（被告人の過去の虐待等）・③専門書証（カルテ等の医療記録や児相の記録等）を排除し、④子供の臨床経験がほとんどない医者の鑑定証言に依拠して無罪判決を書いている実情を紹介し、読者の判断を待ちたい。

3 コロナ禍の影響

初版発行後、関連資料が膨大になりすぎて改訂作業が進捗しなかったが、2020年春、コロナ（Covid-19）自粛期間を契機に、執筆する時間的余裕ができ、5年掛けて脱稿することができた。

人類は、未知のウイルスがいる未開の地まで開発を進めて食糧を増産し、野生生物と家畜とが接しやすくなり、温暖化で古代のウイルスを含む永久凍土が溶け出すなど、今後、対応困難な未知の様々な感染症のリスクとともに生きていかざるを得なくなり、Covid-19が終息しても、「Withウイルスの世界」に生き続けることになる。

性的行為は、超濃厚接触であり、公衆衛生上の危険な行為である。相手が「安心・安全」であると確認できない限り、真の「同意」を与えることはできないはずである。裁判官の「経験則」も、「コロナ禍後の世界」に応じて変貌することが望まれる。

4 国際刑事裁判所・検事局における経験

2022年9月から、オランダのハーグ市に本拠を置く国際刑事裁判所（International Criminal Court〔ICC〕）の検事局（Office of the Prosecutor〔OTP〕）に2年間長期出張した。検事局には、世界各国から検察官・警察官らが派遣されている。ICCの依拠するローマ規程と証拠法則、各国からの同僚から学んだことなどから、証拠法則や司法面接について更なる知見を得たことも、本書の内容に反映させている。

他方、2023年の関係法の改正については、ハーグ市でニュースに接したため、参照できた資料に限りがあることをお断りしておく。2023年改正法に関する解説部分は、基本的に法務省のウェブサイト等から得た資料に基づいている。

5 本書の位置付け

本書の記述は、全て筆者の個人的見解であって、検察庁の公式見解を反映するものでは全くない。むしろ、異なる点も少なくない（特に、司法面接や類似事実に関する実務についてはその傾向が強い。司法面接について筆者の視点からは正確に知らない検察官はまだ多いと思われる。また、類似事実については

裁判所に付度しすぎてほとんど証拠調べの請求〔以下「証拠請求」という。〕すらしていないのが実情ではないかと思われる）。

個々の裁判例の分析については、被害者供述の信用性に関する考え方や捜査・公判上の留意点についての分析を試みたものであり、個別事案における事実認定、検察官の処分及び判決の当否を論じる目的はないことをお断りしておく。

無罪事件について批判的検討を試みた点については、被害者心理の理解、捜査上の留意点、裁判所の証拠採否の在り方等を踏まえた事実認定の在り方についての今後の検討課題を抽出するため等の視点のものとご理解いただきたい。

また、専門的知見の引用については、科学的に未解明な点や誤解もあるかもしれない。誤りがあればご指摘いただきたい。

なお、2022年の刑法改正により、懲役刑と禁錮刑は「拘禁刑」に一本化され、2025年6月から施行されている。本書では、過去の裁判例等については、「懲役」、「禁錮」を使用し、施行後の裁判例等については「拘禁」を使用する。

罪名についても、刑法上の性犯罪の罪名が逐次変更されているところ、過去の裁判例の紹介においては、判決当時の罪名を用い、過去の裁判例を引用しつつも、性犯罪に通有する論点について解説する場合は現在の罪名を使用している。読みにくい点をご容赦願いたい。

さらに、2022年に改訂されたICD-11により、精神疾患において、「障害」が「症」に改められ、「発達障害」は「神経発達症」、「知的障害」は「知的発達症」などと呼称が変更された。しかし、本書では、2023年改正刑法が「心身の障害」を条文上の用語として使用していることから、原則として「発達障害」、「知的障害」の呼称を用いることとし、「自閉スペクトラム症」等の個別の病名については、「……症」を用いることとしている。

2026年1月

田中嘉寿子

初版はしがき

性犯罪⁽¹⁾は、被害者の心理的被害の深刻さに配慮した捜査手法についてのマニュアル等が少なく、特に、性的虐待については、被害申告件数が少なく、その捜査に関する知見が十分に共有されていない。

筆者は、女性検事として、男性を畏怖することが多い女性・子供の被害者の取調べを不可欠とする性犯罪事件を担当することが多く、被害者やその家族のトラウマ（精神的外傷）の深刻さに触れてきた。その経験に基づき、被害者の心情に配慮した捜査こそが、性犯罪の真相を解明し、適切な量刑を得る要であるとともに、被害者の回復を促す足掛かりになり得ること、逆に、被害者への配慮のない捜査が被害者に回復困難な二次被害を与えかねないことを痛感している。

そこで、被害者に与える二次被害を最小限に留める配慮のある捜査・公判手続とは何かを模索することにより、暗数の多い性犯罪の立件、適正な捜査、処分、科刑そして被害者の回復の一助となることを祈念して、本書をしたためることとした。「被害者の痛み」をできる限り多くの捜査官に理解してもらい、二次被害を防止できれば幸いである。

なお、本書の記述は、全て筆者の個人的見解であることをお断りしておく。

2013年12月

田中嘉寿子

(1) 本書では、「性犯罪」として、強姦と強制わいせつ（刑法176条～181条）を主に扱う。ただし、これらと関連し、又は、認定落ちとして成立し得る児童福祉法違反（淫行）、痴漢（迷惑防止条例違反）、青少年健全育成条例違反等や、並行して行われることが多い児童ポルノ製造等についても言及する。

凡 例

【法令等表記】

略語は、原則として有斐閣の六法全書に従う。

判例の表記は、別記略語を用い、次の例による。

大審院判決昭和7年3月1日大審院刑事判決録11巻232頁
 = 大判昭7・3・1 刑録11巻232頁

【判例集等略語】

刑録	大審院刑事判決録
刑集	大審院刑事判決集
刑集	最高裁判所刑事判例集
民集	最高裁判所民事判例集
裁集	最高裁判所裁判集刑事
高刑集	高等裁判所刑事判例集
東時	東京高等裁判所刑事判決時報
高検速報	高等裁判所刑事裁判速報（集）
裁判特報	高等裁判所刑事裁判特報
下刑集	下級裁判所刑事裁判例集
刑月	刑事裁判月報
D1/DB	第一法規 法情報総合データベース
LEX/DB	TKCローライブラリー
LLI/DB	判例秘書

【雑誌類略語】

警学	警察学論集
刑弁	季刊刑事弁護
刑ジャ	刑事法ジャーナル

ジュリ	ジュリスト
論究ジュリ	論究ジュリスト
曹時	法曹時報
判時	判例時報
判タ	判例タイムズ
ひろば	法律のひろば
法教	法学教室
法時	法律時報
法セ	法学セミナー

【文献略語】

- 安藤・精神鑑定 安藤久美子『精神鑑定への誘い——精神鑑定を行う人のために、精神鑑定を学びたい人のために』（星和書店、2016年）
- ウィズネス・性虐待 グループ・ウィズネス編『性虐待を生きる力に変えて——大切な存在であるあなたへ（1～6）』（明石書店、2004～2005年）
- 植村・情況証拠 植村立郎『実践的刑事事実認定と情況証拠〔第4版〕』（立花書房、2020年）
- 大阪PT・性暴力と刑事司法 大阪弁護士会人権擁護委員会性暴力被害検討プロジェクトチーム編『性暴力と刑事司法』（信山社、2014年）
- 加納・フォレンジック看護 加納尚美ほか編『フォレンジック看護——性暴力被害者支援の基本から実践まで』（医歯薬出版、2016年）
- 刑事50選 小林充＝植村立郎編『刑事事実認定重要判決50選〔補訂版〕（上、下）』（立花書房、2007年）
- SACHICO支援シリーズ 性暴力救援センター・大阪SACHICO編『性暴力被害者の総合的・包括的支援シリーズ1 性暴力被害者の法的支援——性的自己決定権・性的人格権の確立に向けて』（信山社、2017年）、『同シリーズ2 性暴力被害者の医療的支援——リプロダクティブ・ヘルス&ライツの回復に向けて』（同、2018年）、『同シリーズ3 性暴力被害者への支援員の役割——リプロダクティブ・ライツをまもる』（同、同年）

ジェニー・虐待	キャロル・ジェニー編（溝口史剛ほか監訳）『子どもの虐待とネグレクト——診断・治療とそのエビデンス』（金剛書房、2013年）
白川・被害者心理	白川美也子「性犯罪被害者の心理を理解するために」刑弁35号（2003年）109頁
最判解	最高裁判所調査官室編『最高裁判所判例解説刑事篇（昭和29年度～）』（法曹会、1955年～）
大コメ刑法	大塚仁ほか編『大コンメンタール刑法〔第3版〕（1～13巻）』（青林書院、2013～2021年）
高橋・各論	高橋則夫『刑法各論〔第4版〕』（成文堂、2022年）
仲・司法面接	仲真紀子編著『子どもへの司法面接——考え方・進め方とトレーニング』（有斐閣、2016年）
中川・悪性格	中川武隆『悪性格と有罪推認——イギリス控訴院判例の分析』（信山社、2019年）
西田＝橋爪・総論	西田典之（橋爪隆補訂）『刑法総論〔第3版〕』（弘文堂、2019年）
西田＝橋爪・各論	西田典之（橋爪隆補訂）『刑法各論〔第7版〕』（弘文堂、2018年）
ネルソン小児科学	Robert M.Kliegmanほか編（衛藤義勝監修）『ネルソン小児科学〔原著第19版〕』（エルゼビア・ジャパン、2015年）
橋爪 a	橋爪隆「不作為と共犯をめぐる問題」法教422号（2015年）86頁
橋爪 b	橋爪隆「性犯罪について(1)、(2)」警学73巻3号（2020年）137頁、同4号（同年）146頁
橋爪 c	橋爪隆「非接触型のわいせつ行為について」研修800号（2020年）3頁
橋爪 d	橋爪隆「性犯罪に対する処罰規定の改正等について(1)～(3・完)」警学77巻8号（2024年）1頁、10号（同年）123頁、11号（同年）102頁
被害者ハンドブック	性犯罪捜査研究会編著『性犯罪被害者対応ハンドブック〔再訂版〕』（立花書房、2008年）

- フィンケル・性虐待 マーティン・A・フィンケル＝アンジェロ・P・ジャル
ディーノ編（柳川敏彦ほか監訳）『子どもの性虐待に関する
医学的評価——プラクティカルガイド』（診断と治療社、
2013年）
- 辻脇 a 辻脇葉子「同種前科・類似事実による立証——『起訴され
た犯罪行為と密接不可分に結合する』犯罪行為の立証」明治
大学法科大学院論集18号（2016年）51頁
- 辻脇 b 辻脇葉子「類似事実による立証と偶然の理論」明治大学法科
大学院論集21号（2018年）139頁。
- 原田退官 『新しい時代の刑事裁判——原田國男判事退官記念論文集』
（判例タイムズ社、2010年）
- 前田・各論 前田雅英『刑法各論講義 [第5版]』（東京大学出版会、2011
年）
- 宮地・トラウマ 宮地尚子編著『トラウマとジェンダー——臨床からの声』
（金剛出版、2004年）
- 村・裁判のしくみ 村和男監修『裁判のしくみ絵事典——トラブル解決のルー
ル！ 基本の流れから裁判員制度まで』（PHP研究所、2012
年）
- 量刑実務 大阪刑事実務研究会編著『量刑実務大系（1～5巻）』（判例
タイムズ社、2011～2013年）
- 山本・物語 山本登志哉編著『生み出された物語——目撃証言・記憶の
変容・冤罪に心理学はどこまで迫れるか』（北大路書房、
2003年）
- 山本・累犯 山本譲二『累犯障害者』（新潮社、2006年／新潮文庫、2009年）

目 次

第2版はしがき

初版はしがき

凡 例

第1編 性犯罪

第1章 性犯罪の特質

第1 性犯罪の統計と実態	3
1 強盗罪と2017年改正刑法における強制性交等罪の比較	3
2 暗数の推計	4
3 被害届出率が低い原因	5
第2 被害者に対する二次被害防止の必要性	6
1 2つの「レイプ神話」	6
2 被害者への二次被害防止が捜査・公判に必要な理由	10
第3 性被害者の5つ（回避、抵抗、逃走、援助要請、直後開示）の不作为	12
1 裁判所の「経験則」の前提である一般的被害者像と性被害者との相違	12
2 民事のセクシュアル・ハラスメント訴訟との比較	14
3 捜査官は性被害者の抵抗困難理由を知っておくべき	15
4 性被害者の反応に関する実態調査研究	17

第4 性被害者の抵抗等の困難性に関する専門的知見	17
1 抵抗等の困難性の原因に関する様々な分野における専門的知見の概要	17
2 性被害者の5F反応	20
3 性虐待順応症候群	29
4 思いやり・絆反応 (Tend-and-Befriend Response)	35
5 周トラウマ期解離 (急性解離反応)	36
6 凍結反応	39
7 ストレス学説 (汎適応症候群)	41
8 ポリヴェーガル理論	48
9 防災心理学①—— 正常性バイアス	53
10 防災心理学②—— 凍り付き症候群	61
11 友好反応による回避の困難性	62
12 身体の生理的反応	67
13 防衛機制による直後開示の困難性	68
14 加害者が利用する被害者のストレス反応	70
15 性被害後のトラウマ反応	71
第5 記憶のメカニズムと供述との関係	80
1 記憶に関する脳の構造	80
2 通常の記憶過程	81
3 トラウマ記憶の特殊性	82
4 供述心理学者による供述鑑定の問題点	87
5 子供は本当に被暗示性が高いのか	93
6 供述心理学者の鑑定が控訴審で否定された事例 —— 性虐待順応症候群への 無理解	99
7 小 括	103
第6 被害後の性被害者が示す心理状態の12段階	104
1 悲嘆の12段階との類似	104
2 捜査官が直面する被害者の悲嘆	105
第7 性被害者を苦しめる「安全神話」	107
1 「安全神話」とは	107

2	性被害者の自責感	108
3	被害者バッシングの心理	108
第8	心理治療の必要性	109
1	初期治療の必要性	109
2	公費負担	110
3	被害者に説明すべき事項	110
4	留意事項	110
 第2章 性犯罪に関する実体法・刑法		
第1	性犯罪の概要	111
1	刑法上の性犯罪（2017年・2023年各改正後）	111
2	特別法上の性犯罪	113
3	非親告罪化と告訴の意義	114
4	性犯罪の公訴時効期間	116
5	法改正の背景にある性犯罪をめぐる諸事情	119
6	2017年刑法改正後の性犯罪に対する政府の取組	122
7	本書のスタンス	123
第2	不同意わいせつ罪・不同意性交等罪（総論）	124
1	2023年改正の趣旨	124
2	条文の構造と内容（176条、177条）	125
3	保護法益	126
4	主 体	127
5	客 体	132
6	行為者と客体との年齢差要件（3項）の趣旨	133
7	同意しない意思の形成・表明・貫徹が困難な状態	136
8	困難状態の判断要素	139
9	性的同意	147
10	「消極的同意」論は排斥されるべきこと	150

第3	原因行為・原因事由総論（1項柱書）	156
1	原因行為・原因事由の性質	156
2	原因行為・事由の分類——旧法との関係	157
3	程 度	157
4	困難状態の利用	157
5	原因行為・原因事由と着手時期・既遂時期との関係	157
第4	原因行為・原因事由1（1項1号）——暴行・脅迫	160
1	条 文	160
2	意 義	160
3	程 度	162
4	暴行・脅迫と「困難状態」との因果関係に関する判断要素	163
5	「性交随伴有形力」概念を根絶すべきこと	167
6	欺罔による脅迫	168
7	性的行為未着手の場合の着手時期	170
8	強盗を伴う場合	171
第5	原因行為・原因事由2（1項2号）——心身の障害	171
1	条 文	171
2	意 義	172
3	心身障害による困難状態の例	172
4	性的行為未着手の場合の着手時期	173
5	知的障害者の性的同意能力	174
6	改正前の裁判例	176
7	発達障害の裁判例	178
第6	原因行為・原因事由3（1項3号）——アルコール・薬物	178
1	条 文	178
2	意 義	179
3	着手時期	179
4	飲酒量の特定方法	180
5	飲酒経緯・泥酔状況に関する被害者の聴取事項	181
6	被害者の飲酒酩酊に乗じた性犯罪の裁判例	182

7 薬物の種類の特定	183
8 違法薬物を摂取させた場合	184
9 いわゆる「レイプ・ドラッグ」(処方薬)を摂取させた場合	185
10 行為者の原因行為の間接事実	187
11 被害者の供述の信用性	187
12 薬物摂取に関する裁判例	189
13 性交等の既遂が立証困難な場合等に検討すべき犯罪	190
14 酒と併用した場合の薬物による反応	192
15 麻酔薬の影響下にある場合	194
 第7 原因行為・原因事由4(1項4号)——睡眠・意識不明瞭	196
1 条 文	196
2 意 義	196
3 行為者の種類	198
4 裁判例	199
 第8 原因行為・原因事由5(1項5号)——いとまなし(唐突型)	199
1 条 文	199
2 意 義	199
3 時間的余裕の有無の判断	200
4 着手・既遂	201
5 裁判例	201
 第9 原因行為・原因事由6(1項6号)——予想外の事態直面	202
1 条 文	202
2 意 義	202
3 「予想と異なる事態に直面」させられたこと	203
4 被害者が「恐怖又は驚愕」したこと	204
5 回避の不作为の理由の聴取例(Vが上司Aにラブホテルに連れ込まれてレイプされた場合)	205
 第10 原因行為・原因事由7(1項7号)——虐待	206
1 条 文	206

2 意 義	206
3 監護者わいせつ罪・監護者性交等罪との関係	208
4 デートDV	208
5 被害者の聴取事項	209
6 常時反抗抑圧状態にあるという意味	211
7 専門家の協力	211
 第11 原因行為・原因事由8（1項8号）——地位利用	212
1 条 文	212
2 意 義	212
3 被害者が「同意」言動をしていた場合の真の同意の有無	214
4 地位利用型の種類と問題点	218
5 捜査すべき事項	221
6 セクハラ事案で強制わいせつ罪が認められた有罪例	223
7 施設職員と利用者	225
8 親子・親族関係	227
9 雇用者と労働者等（又はこれに類似した関係——職場におけるセクハラ等）	233
10 教師等の学業指導者と生徒（スクール・セクハラ）	240
11 スポーツの指導者と選手	246
12 宗教指導者と信者	253
13 その他	257
14 情 状	260
 第12 欺罔・誤信利用（2項）	260
1 条 文	260
2 1項との関係	260
3 行為のわいせつ性に関する誤信	261
4 行為者に関する誤信	266
 第13 わいせつな行為（176条）	267
1 意 義	267
2 判例（行為者の性的意図の要否：消極）	267

3	わいせつ性の判断要素	269
4	わいせつ行為の3類型	269
5	わいせつ行為の第1類型	270
6	わいせつ行為の第2類型（総論）	271
7	わいせつ行為の第2類型（各論）1 —— 接触型	274
8	わいせつ行為の第2類型（各論）2 —— 非接触型	281
9	わいせつ行為の第3類型	284
10	正当行為等	286
第14	性交等（177条）	286
1	「性交等」に関する2017年・2023年刑法改正の概要	286
2	性交等の種類	287
第15	主観的要件	289
1	故意の要素	289
2	原因行為又は原因事由の認識・認容	290
3	被害者の困難状態（不同意）	292
4	性的行為	294
5	被害者の年齢	294
第16	量 刑	295
1	量刑因子	295
2	裁判例	297
第17	罪 数	298
1	年齢誤信	298
2	同一被害者に対する複数回の犯行	298
3	複数被害者に対する同一機会の犯行	299
4	不同意わいせつ罪と不同意性交等罪	299
5	強盗罪との関係	299
6	他罪との関係	300

第18 準強制わいせつ罪・準強制性交等罪	302
1 条文（旧178条）	302
2 趣 旨	303
3 行 為	303
4 心神喪失、抗拒不能	303
5 身体的抗拒不能の場合	304
6 心理的抗拒不能の場合	304
7 故 意	305
第19 監護者わいせつ罪・監護者性交等罪	305
1 条文（179条）	305
2 2017年刑法改正により新設された趣旨	305
3 主体——現に監護する者	306
4 客体——18歳未満の者	308
5 行 為	309
6 被害者が同意していても本罪は成立する	310
7 故 意	311
8 有罪裁判例（被告人否認）	312
9 監護者性交等罪の有罪裁判例（自白事件）	324
10 監護者わいせつ罪の有罪裁判例（自白事件）	327
11 監護者性交等罪の無罪裁判例	328
12 罪 数	329
13 他罪との関係	329
第20 不同意わいせつ致傷罪・不同意性交等致傷罪	330
1 条文（刑法181条）	330
2 本罪の構造	331
3 死傷の原因となる行為	331
4 被害者を自動車に連れ込む場合の着手時期等との関係	333
5 受傷時期の特定	334
6 因果関係の特定	335
7 傷害の内容	336
8 身体的傷害	336

9 性感染症、各種ウイルス感染症	338
10 薬物中毒	339
11 PTSD等の精神的後遺症	341
12 故 意	344
13 共 犯	346
第21 強盗・不同意性交等罪及び同致死罪	346
1 条文（241条）	346
2 2017年刑法改正の趣旨	347
3 主 体	347
4 客 体	347
5 傷害の結果が生じた場合	348
6 適用範囲	348
7 不同意性交等犯人が強盗罪を犯す場合	348
8 未遂罪	352
9 強盗・不同意性交等致死罪、強盗・不同意性交等殺人罪（241条3項）	353
10 行為者の目的に関する事実認定上の留意事項	354
11 量 刑	355
12 強盗と不同意わいせつの機会における致傷	356
第22 性的グルーミング罪（16歳未満の者に対する面会要求等）	357
1 条文（182条）の概要	357
2 制定趣旨等	358
3 わいせつの目的	358
4 要求行為	358
5 不同意わいせつ罪・不同意性交等罪との関係	359
第23 略取・誘拐罪	360
1 条 文	360
2 保護法益	361
3 主 体	361
4 客 体	361
5 行 為	362

6	故意	362
7	他罪との関係	363
8	未成年者誘拐罪の裁判例	363
9	わいせつ目的略取・誘拐罪のみの裁判例	366
10	わいせつ目的誘拐罪と性犯罪の裁判例	367
11	未成年者に対するわいせつ目的略取罪と性犯罪	372
12	睡眠薬等を用いたわいせつ目的略取罪と準強制性交等罪	373
13	今後の課題	377
第24 証人威迫罪		378
1	条文（105条の2）	378
2	保護法益	378
3	行 為	378
4	性犯罪事件における証人威迫罪	379
5	裁判例	379

第3章 性犯罪に関する実体法・特別法

第1 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（性的姿態撮影等処罰法）		381
1	制定経緯	381
2	法の目的（1条）	381
3	保護法益	382
4	禁止行為の概要	382
5	性的姿態等撮影罪（2条）	383
6	性的影像記録提供等罪（3条）	389
7	性的影像記録保管罪（4条）	390
8	性的姿態等影像送信罪（5条）	391
9	性的姿態等影像記録罪（6条）	392
10	没収（8条）	392
11	押収物の記録の消去等（9～38条）	393

12	原本の没収対象範囲等	393
第2	児童福祉法	396
1	条文（淫行〔60条1項、34条1項6号〕）	396
2	保護法益	396
3	主 体	396
4	客 体	396
5	「淫行」	397
6	「淫行させる」	398
7	「事実上の影響力」を与える行為者の例	398
8	助長・促進行為の例	401
9	淫行の内容及び淫行に至る動機・経緯	402
10	児童の年齢、心身の発達状況	403
11	その他当該児童の置かれていた具体的状況	403
12	他罪との関係	404
13	共 犯	405
14	児童に対するいわゆる「AV出演強要」	405
第3	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保 護等に関する法律（児童ポルノ法）	406
1	2014年改正の趣旨・概要	406
2	児童の意義	407
3	児童の年齢の推定規定（9条）	407
4	国外犯（10条）	407
5	両罰規定（11条）	407
6	児童買春	408
7	児童ポルノの意義等	409
8	児童ポルノに関する禁止行為（7条）	411
9	児童ポルノ該当性の確認における留意事項	414
10	裁判例——実母が娘の児童ポルノを撮影・製造していた事例	414
11	児童ポルノ根絶への取組	414
12	罪数・他罪との関係	415
13	被害児童への配慮	417

第4 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（リベン ジボルトノ防止法）	418
1 制定の趣旨	418
2 他罪との関係	418
3 「私事性」の意義	418
第5 軽犯罪法	419
第6 迷惑防止条例	419
1 条例の目的（保護法益）	419
2 卑わい行為の禁止	420
3 卑わい言動	420
4 場 所	421
5 盗撮行為	423
6 痴漢行為	424
7 複数の都道府県条例が関与する場合	450
8 他罪との関係	450
9 防止対策への期待	450
第7 青少年健全育成条例	451
1 淫行罪	451
2 淫行罪以外の規定	452
3 他罪との関係	453
第8 ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）	453
1 概 要	453
2 迷惑防止条例におけるストーカー的行為の規制	453
第9 性をめぐる個人の尊厳が重んぜられる社会の形成に資するために性 行為映像制作物への出演に係る被害の防止を図り及び出演者の救済に 資するための出演契約等に関する特則等に関する法律（AV出演被害 防止・救済法）	454
1 制定の趣旨	454

2	同法の概要	454
3	罰則の概要	455
4	警察の取組	456
5	捜査上の留意事項	456
6	その他の犯罪に該当する場合	458

第4章 心身に障害のある被害者に関する捜査上の留意事項

第1	被害者の身体障害（2号-1）	461
1	身体障害とは	461
2	身体障害者が性被害に遭いやすいこと	463
3	身体障害による困難状態	463
第2	被害者の知的障害（2号-2）	465
1	知的障害の意義	465
2	知的障害者に対する社会的配慮	467
3	重度～中等度の知的障害者の性被害	468
4	軽度知的障害者の性被害に関する問題の所在	469
5	軽度知的障害者が性被害に遭いやすいこと	470
6	被害者が被害申告を希望しない場合があり得ること	471
7	軽度知的障害者の聴取上の留意事項	474
8	知的障害者の供述の特性	480
9	迎合性の高さに留意すべきであること	483
10	同意能力に関する聴取	484
11	供述を回避しようとしがちである	488
12	日時に関する質問の問題点	489
13	「なぜ」禁止	489
14	虚言・矛盾供述の追及について	490
15	行為者の故意（被害者の知的障害の認識）	492
第3	被害者の発達障害（2号-3）	492
1	発達障害の定義	492

2	自閉スペクトラム症（ASD）とは	493
3	注意欠如多動症（ADHD）とは	495
4	発達障害者が性被害に遭いやすいこと	495
5	捜査官から見た発達障害（疑い）の被害者	499
6	診断・検査の必要性	503
7	立証上の問題点	504
8	発達障害者に対する司法面接の留意点	504
9	「アスペー」な人を見つけて理解を深めよう	508
第4	被害者に精神障害がある場合	510
1	精神障害とは	510
2	精神障害者の困難状態	510
3	被害者が精神障害者でもその供述の信用性が認定された裁判例	511
4	一時的な精神障害	512

第5章 性犯罪捜査における一般的留意事項

第1	性犯罪の主な争点	513
第2	事件性に関する捜査上の留意点	514
1	事件性が争点になる事案	514
2	性的行為の客観証拠がある場合	514
3	性的行為の客観証拠がない場合	517
第3	犯人性に関する捜査上の留意点	520
1	犯人性が争点になる事案	520
2	被害直後に被害申告がなされた場合の客観証拠収集に関する初動捜査	520
3	DNA型鑑定	522
4	指掌紋・足跡痕等	526
5	各種画像	528
6	GPS等による位置情報	532
7	スマホ・パソコン等のデータ	534

8	その他の客観証拠	536
9	客観証拠がない場合の犯人性の立証	537
第4	被害者の不同意・困難状態に関する捜査上の留意点	540
1	被害者の不同意・困難状態が争点となる事案	540
2	間接事実優先型・事実上の推定利用の証拠構造	540
3	行為者と被害者との関係性における考慮要素	541
4	性的行為に至る経緯における考慮要素	542
5	被害申告経緯	545
第5	被告人の故意が争点の場合	546
1	故意の意義	546
2	故意の認定における客観的事実の重要性	546
3	不同意性交等罪における故意	547
4	被告人の同意誤信を一般人の視点からを否定した有罪裁判例	547
5	故意の認定枠組み	551
6	基準となる「一般人」像	552
7	特段の事情	552
8	年齢誤信弁解	554
9	不同意わいせつ罪の故意に関する捜査上の留意点	555
10	不同意わいせつ罪・不同意性交等罪が認定し得ない場合	555
第6	被害直後の初動捜査における被害者への配慮	556
1	被害者から通報電話を受けたとき	556
2	現場への臨場方法	557
3	指定被害者支援要員制度の活用	558
4	性犯罪捜査証拠採取セット	559
5	移動式被害者用事情聴取室（被害者支援用車両）の活用	559
6	被害者の写真撮影	559
7	産婦人科の受診	560
8	臨場時に被害者に掛けるべき言葉	560
9	受 診	564

第7 実況見分への被害者の立会い	567
1 犯行現場の実況見分	567
2 再現実況見分	569
第8 被害者に言ってはならない言葉・言うべき言葉	571
第9 告 訴	573
1 告訴権者	574
2 検察官による告訴権者の指定	574
3 年少者や知的障害者の告訴能力	574
4 都道府県警本部の告訴センター	575
5 年少被害者の親が取消し等を希望する場合	575
6 示談交渉による告訴の取消し	577
第10 性被害者の聴取事項	578
1 犯人の特定	579
2 罪 体	579
3 供述の信用性に関する事情	580
4 情状等	580
5 具体的説明	581
第11 被害者の供述の信用性（総論）	585
1 問題の所在	585
2 供述の信用性の判断基準	585
3 供述の信用性の判断要素	587
4 供述の正確性に関する弁護人の弾劾方法	588
第12 観察の正確性	589
1 客観的観察条件	589
2 主観的観察条件1 —— 恒常的な観察能力	590
3 主観的観察条件2 —— 可変的な観察条件	592

第13 記憶の正確性	593
1 時間の経過による忘却	593
2 記憶の汚染	593
第14 表現の正確性	594
1 意 義	594
2 客観証拠との整合性	595
3 他者の供述との整合性	604
4 自己矛盾 —— 供述の一貫性、不合理な変遷	607
5 経験則・論理則との整合性、矛盾	609
6 供述心理学者が主張する「非体験性兆候」	610
7 行為者の「動機」に関する裁判所の「経験則」の問題	615
8 被害者の供述が「経験則」に反して不自然だと誤解されやすい要素	616
第15 証人の信用性	618
1 意 義	618
2 故意の虚偽供述	619
3 過失による誤供述	623
第16 被害者の聴取方法	626
1 取調べの構造化	626
2 PEACEモデルにおける聴取構造	627
3 PEACEモデルと司法面接プロトコル	629
4 事前準備と聴取計画の策定	629
5 ラポール形成と約束事の説明	636
6 終 結	640
7 事後評価	643
8 「評価」ではなく「事実」を聴取すべきこと	643
第17 「事実の聴取」の4段階構造と発問方法	644
1 4段階の構造	644
2 質問の種類	645
3 聴取段階における発問方法	645

4	確認段階における発問方法	650
5	不適切な質問方法	660
6	聴取時の禁忌（避けるべきこと）	664
7	追及段階における発問方法	672
8	説得段階における発問方法	682
第18 性被害者の不作為について質問する方法 684		
1	捜査官が被害者に「なぜ」を多用して二次被害を与えがちな理由	684
2	被害者に対し「なぜ」質問が原則禁止である理由	686
3	「なぜ」（主観的事情）の代わりに「どういうことから」（外部的事情）を使う	687
4	困難状態と5つの不作為との関係	688
5	困難状態について質問すべき段階	689
6	困難状態に関する質問の順序	689
7	前提事実	690
8	移行説明	690
9	客観的事実の要約確認	691
10	作為不可能性	691
11	作為困難性	692
12	作為の不確実性	693
13	作為の危険性	694
14	他行為可能性	694
15	消極的抵抗・逃走	695
16	迎合状況	696
17	感情	697
18	周トラウマ期解離症状・凍結反応に関する被害者の供述例	698
19	抵抗・逃走・援助要請の不作為の理由の聴取例	699
20	直後開示の不作為の理由の聴取	703
21	有罪裁判例における被害者供述の評価	709
22	迎合メール問題	709
第19 被害感情やPTSD症状等の聴取方法 711		
1	PTSD症状チェックリストの活用	711

2	PTSD症状チェックリストを使用する際の留意事項	713
3	PTSD症状チェックリストを活用した不同意性交等罪被害者の調書記載例	713
第20	被害者のPTSD等の立証と専門家の鑑定	717
1	被害者の心理状態・精神状態への配慮の必要性	717
2	PTSDに関する捜査上の留意点	718
3	「被害者の心理状態・精神状態」の専門家による立証の重要性	718
4	被害者鑑定が必要な場合	719
5	依頼すべき専門家	719
6	専門家の探し方	720
7	鑑定の概要	721
8	鑑定依頼時の留意事項	722
9	被害者のPTSD等を情状として立証する場合	722
第21	公判段階における被害者への配慮	724
1	公判準備段階	724
2	被害者の証人尋問を極力回避する	725
3	被害者の公判への参加	725
第22	被害者が男性の場合	726
1	男性の被害者	726
2	多数の男性被害者の例とその原因	726
3	男性被害者についての誤解と真実	727
4	男性加害者の男性被害者に対する性犯罪の動機	729
5	今後の課題	729
第23	被害者が性的マイノリティの場合	730
1	性的マイノリティとは	730
2	性的マイノリティの人々に対する性犯罪の問題点	731
第24	被疑者が少年の場合	733
1	被害者への配慮と説明の必要性	733

2 被害者が家裁の審判で証人尋問を受ける場合	733
3 家裁における被害者のための各種制度	733

第6章 司法面接

第1 子供に優しい司法手続に関する国際標準	735
1 子供に優しい司法手続に関する国際的な動向	735
2 米 国	736
3 バーナフス・モデル	738
4 英 国	741
第2 2023年改正刑訴法321条の3	744
1 沿 革	744
2 改正の趣旨	745
3 供述者	746
4 対象となる証拠	748
5 伝聞例外として証拠能力を認める要件	754
6 面接者	757
7 証拠としての取調べ方法	760
8 本条による伝聞例外の必要性和相当性等	763
9 本条の問題点と今後の課題	765
第3 司法面接とは	768
1 意 義	768
2 目的①——子供の負担軽減	769
3 目的②——供述の正確性の向上	772
4 日本で研修が受けられる司法面接プロトコル	772
5 従来の取調べと司法面接との異同	774
6 司法面接プロトコルと証人尋問に関する刑訴規則との類似	776
7 司法面接と心理療法との異同	778
8 司法面接と被害者鑑定との類似	778
9 司法面接の対象者	779

第4 子供の年代別の配慮	780
1 未就学児（2歳8か月～5歳頃）	780
2 小学生程度（6～11歳頃）	783
3 中高生程度（11歳頃～17歳）	785
第5 司法面接プロトコルが開発された心理学・社会的背景	790
1 1980年代頃	790
2 1990年代～2000年代	790
3 2000年代以後	791
第6 司法面接導入直前頃の子供の供述の信用性に関する裁判例	792
1 裁判例①（京都地宮津支判平26・6・9）—— 強制わいせつ：第一審・無罪、 控訴審・検察官控訴棄却、確定	793
2 裁判例②（仙台高判平27・3・10）—— 強制わいせつ：第一審（仙台地判平 26・8・15 LEX/DB25506190／LLI/DB06950697）・有罪、控訴審・原判決破 棄・自判、無罪（確定）	794
3 裁判例③（東京高判平26・9・9）—— 強制わいせつ：第一審・無罪、控訴 審・検察官控訴棄却、確定	796
4 裁判例④（前掲東京高判平26・5・2）—— 強制わいせつ：第一審・有罪、 弁護人控訴・上告棄却、確定	800
第7 多機関連携チーム（MDT）	801
1 通 達	801
2 全件共有の必要性	802
第8 虐待通告制度の改善 —— RIFCR TM （リフカー）普及の必要性	804
1 RIFCR TM （リフカー）とは	804
2 効 用	804
3 RIFCR TM （リフカー）による通告の例	805
4 日米における虐待通告制度の比較	806
5 今後の課題	806

第9 司法面接を行う場所・設備	808
1 待合室	808
2 面接室	809
3 モニター・ルーム	811
4 出張先での面接	811
第10 司法面接の構造	811
1 MDTによる司法面接の構造	811
2 1回のセッションの時間	812
3 子供が虐待事実を開示しない場合	812
4 聴取回数	814
5 面接補助者の役割	815
6 セッション中のブレイクの取り方	815
第11 事前準備及び事前ミーティング	816
1 面接者	816
2 モニター・ルームに入るMDTメンバー	817
3 拡大司法面接の要否・内容	818
4 面接の日時・場所	818
5 聴取事項	818
6 ブロック（供述阻害要因）の予測分析	818
7 ブロック対策の検討	822
8 子供への事前説明	827
9 非加害親への通知・説明	828
10 家裁の手續との関係	830
第12 拡大司法面接	831
1 問題の所在	831
2 拡大司法面接の必要性	832
3 拡大司法面接の相当性	833
4 拡大司法面接の合理性	833
5 拡大司法面接の実施	834
6 拡大司法面接の準備	834

7 拡大司法面接のプロセス	835
8 捜査側のニーズによる重複面接をすべきでないこと	836
第13 司法面接の第1段階：ラポール形成	837
1 意 義	837
2 自己紹介	837
3 子供の氏名・年齢等の確認	838
4 約束事の説明	838
5 録音・録画の説明	841
6 MDTの説明	841
7 子供について知る	841
8 エピソード（出来事）記憶の語り練習	843
9 その他のラポール形成上の留意事項	844
第14 司法面接の第2段階：本題への移行	846
1 オープン・インヴィテーション	846
2 代替インヴィテーション	847
3 家族情報の詳細聴取、人体図による呼称確認及び身体接触に関する話（CFP）	850
4 子供が開示しない場合	852
第15 司法面接の第3段階：事実の聴取	853
1 聴取の流れ	853
2 被害事実が複数回にわたる場合	853
3 自由報告	856
4 詳細確認	869
5 子供の供述の変遷に関する確認	881
6 感情・思考に関する質問	882
7 補助具を使用する確認方法（CFP）	882
8 人体図による確認（CFP）	884
9 人形再現（CFP）	886
10 構成要件の特定	890
11 他の仮説の探求	893

12	開示経緯に関する質問	894
13	客観証拠の提示	898
第16	司法面接において避けるべき発問方法	910
1	示唆とは	910
2	言語的方法による示唆	910
3	非言語的方法による示唆	910
4	「はい・いいえ」質問	911
5	誘導質問	912
6	誤導質問（タグ質問）	913
7	二者択一質問	914
8	示唆的質問	914
9	長文質問	915
10	複文質問	916
11	多重質問	917
12	重複質問	918
13	散漫質問	919
14	否定型の質問	919
15	仮定の質問	920
16	スクリプト記憶と出来事記憶を区別しないでする質問	920
第17	司法面接の第4段階：終結手続	921
1	終了告知	921
2	供述の追加・訂正の機会を与える	922
3	質問受付	923
4	不安を扱う	923
5	安全確認	924
6	連絡先の教示	924
7	謝 辞	924
8	中立化	925
第18	事後ミーティング	926
1	供述内容の評価	926

2 機関ごとの役割の確認	926
3 録音・録画記録媒体	926
第19 系統的全身診察	927
1 系統的全身診察の意義	927
2 系統的全身診察の目的	927
3 系統的全身診察の効用	927
4 過去の負傷についての聴取の重要性	928
5 司法面接と同様の配慮	929
6 司法面接とセットで行う必要性	930
7 系統的全身診察の課題	930
第20 コーチング疑いに対する対策	931
1 問題の所在	931
2 被害申告から司法面接までの間における留意事項	931
3 司法面接中におけるコーチング疑いに対する対策	931
4 司法面接外におけるコーチング疑いに対する対策	934
5 幼児の供述の信用性を認めた裁判例	937
6 付添人である非加害親の供述調書例	938
第21 司法面接のピア・レビュー	940
1 ピア・レビューの意義	940
2 ピア・レビューの目的	940
3 ピア・レビューの必要性	940
4 ピア・レビューの参加者	941
5 ピア・レビューの方法	941
第22 専門家の知見の活用	943
1 改正刑法案に対する附帯決議	943
2 被害者に関する精神科医等による鑑定書の記載事項	944
3 被害者の供述の信用性に関連する事項	944
4 被害者の証言の可否等に関連する事項	945
5 情 状	946

6	鑑定結果の記載方法	946
7	鑑定嘱託経緯の記録	947
8	鑑定資料	947
9	各種検査	948
10	鑑定書作成上、鑑定人に留意してもらうべき事項	948
11	鑑定書の形式面のチェック	950
12	鑑定人の証言上の留意事項	950
 第23 司法面接に関する裁判例		951
1	同意書面（刑訴法326条）	951
2	証言の相反性による伝聞例外（刑訴法321条1項2号後段）	951
3	供述不能による伝聞例外（刑訴法321条1項2号前段）	955
4	参考——供述不能の被害者等の供述を聞いた者の証言に証拠能力を認めた 事例（刑訴法324条2項、321条1項3号）	960
5	米国で認められる伝聞例外ないし非伝聞	963
 第24 模擬司法面接用シナリオ		964

第7章 不起訴

第1 不起訴処分の意義		976
1	性犯罪における不起訴処分	976
2	起訴・不起訴に関する基本原則	976
 第2 不起訴処分の種類		977
1	嫌疑不十分	977
2	起訴猶予	978
3	訴訟条件を欠く場合	978
4	被疑者を処罰し得ない場合	979
5	中止処分	979
6	再 起	979

第3	被害者が不起訴処分に対してできること	980
1	不起訴に関する情報を得る	980
2	不起訴処分に対して不服申立てを行う	980
3	不起訴記録を閲覧する	981
第4	検察官が不起訴処分時に留意すべき事項	982
1	不起訴理由の被害者への口頭説明	982
2	検察審査会制度についての教示	982
3	弁護士・被害者支援団体等の紹介	982
第5	嫌疑不十分となる事件	983
1	客観証拠がない	983
2	被害者供述の信用性が担保されない	983
3	被疑者の弁解を不合理だとして排斥し難いこと	986
4	被害者供述を前提としても犯罪立証が困難な場合	986

〈※ 以上は本書【上】に掲載、以下は本書【下】に掲載〉

第8章 性犯罪事件の証拠構造

第1	証拠構造とは	989
1	意 義	989
2	証拠構造に関する法的根拠等	989
3	種 類	990
4	従来の直接証拠型立証の問題点（被害者断罪型）	993
第2	間接事実優先型の証拠構造	996
1	間接事実優先型の証拠構造	996
2	「争いのない事実及び客観証拠から認定できる事実」	997
3	争点の特定	997
4	争点に関する被告人と被害者との主張と証拠評価	998

第3 間接事実の評価方法	1000
1 総合評価と断片的評価	1000
2 具体的可能性と抽象的可能性	1000
3 一次的間接事実と二次的間接事実	1001
第4 弁護人が客観的な間接事実の推認力を争う方法	1002
1 客観的間接事実の推認力を争う4つの方法	1002
2 検察官が行うべき反論	1002
3 21座位ではなく15座位のDNA型親子鑑定の信用性が肯定された性的虐待に よる出産事例	1003
第5 性犯罪の証拠構造	1004
1 2023年刑法改正前の「事実上の推定」型の事実認定	1004
2 参考：英国性犯罪法における法律上の推定規定	1008
3 2023年刑法改正後の「事実上の推定」の在り方	1010
4 被告人から主張されやすい「特段の事情」とその対策	1011
5 特段の事情の合理性の判断要素	1014
第6 間接事実の種類と評価	1016
1 間接事実を分析する視点	1016
2 時系列的分析	1016
3 違法行為と適法行為の差異・乖離	1018
4 人・物・金・情報の構成要素	1019
5 犯行の完遂に必要不可欠な事情	1021
6 犯人性に関する間接事実	1022
第7 間接事実を推認させる客観的な間接証拠	1025
1 性的行為の存在を推認させる客観証拠	1025
2 性的行為をした者を推認させる客観証拠	1025
3 犯行機会があったことを推認させる客観証拠	1025
4 犯行方法（原因行為）を推認させる客観証拠	1027

第8 故意を推認させる間接事実	1028
1 問題の所在	1028
2 同意がある場合とない場合の乖離に着目した間接事実の検討	1028
3 性に関する認知の歪み	1033
4 感染症時代における「故意」	1035
第9 フラワーデモ後の逆転有罪裁判例	1038
1 フラワーデモの発生	1038
2 高裁による地裁無罪判決の破棄	1038
3 今後の課題	1040

第9章 被告人の類似事実による立証

第1 問題の所在	1041
1 日本の裁判における類似事実に関する証拠法則の問題点	1041
2 非民主性——法令上の根拠を欠いている	1043
3 不公平性——被害者に対して不公平な状態	1045
4 非科学性——犯人の更生を阻害する非科学的対応	1046
5 非国際性——国際的傾向に逆行してガラパゴス化している	1047
6 日本の問題状況	1049
7 本章において使用する用語	1052
第2 類似事実による性向推認の禁止・許容の根拠	1052
1 歴史的沿革	1052
2 禁止の根拠	1053
3 許容の根拠	1054
第3 英国における類似事実による立証に関する法令の概要	1055
1 2003年刑事司法法施行以前のコモン・ロー	1055
2 2003年刑事司法法制定の沿革	1057
3 2003年刑事司法法における類似事実証拠の許容に関する規定	1058
4 類似事実証拠の許容における公正性の担保	1059

第4	米国における類似事実による立証に関する法令の概要	1062
1	連邦証拠規則	1062
2	米国における類似事実証拠の運用指針	1063
第5	性向推認に合理性が認められる場合——英国の法令・判例	1064
1	類似事実から犯罪性向を推認することに合理性がある場合	1064
2	子供に対する性犯罪	1065
3	社会的背景	1066
4	比較的性向論	1068
5	英国控訴院の判例における性向推認アプローチ	1068
6	弊害防止策	1068
第6	性向推認を経由しない類似事実の使用方法1——偶然の一致排除理論に基づく場合	1069
1	偶然の一致排除理論に基づく場合	1069
2	要件・手続	1070
3	英国控訴院の「偶然の一致排除理論」に関する判例	1071
4	批判	1072
5	2003年以後の英国控訴院判例における偶然の一致排除理論の採用	1072
6	多数の虚偽告訴の不可能性理論	1072
7	同定（犯人識別）証言の真実性担保	1080
8	手口（Modes Operandi）理論	1083
9	意思証明の理論	1085
10	被告人の潔白主張に対する反証	1087
11	小括	1087
第7	性向推認を経由しない類似事実の使用方法2——状況証拠としての使用	1088
1	類似事実を状況証拠として使用する場合	1088
2	事件性（偶発性の不存在）	1090
3	知識証明の理論	1091
4	特定の性的関心を経由する場合	1091
5	動機等	1092

6	犯人性（被告人と犯人との同一性）	1094
7	正当防衛主張に対する反証	1100
8	性格証拠の合法化を主張する学説	1101
第8	日本の裁判例	1104
1	最高裁判例	1104
2	類似事実による立証が許容された裁判例等	1108
3	構成要件の一部	1109
4	事件性	1109
5	犯人性	1110
6	知 識	1114
7	意思（故意）	1117
8	被告人の善性格主張に対する弾劾	1123
9	被害者供述の信用性を高める補助証拠	1125
10	情 状	1126
第9	「犯罪性向」の実証的根拠を示し得る国際的診断基準	1127
1	国際的診断基準	1127
2	物質使用症と薬物事犯	1128
3	自閉スペクトラム症と犯行動機	1128
4	衝動制御症群（ICD）、秩序破壊的・衝動制御・素行症群（DSM）	1129
5	性嗜好異常（パラフィリア）症群	1131
6	平24最判・平25最決の被告人	1134
7	性犯罪につき類似事実を原則許容する必要性	1135
8	犯罪性向に関する精神鑑定の可能性	1136
9	被告人の異常な性嗜好は、被害者供述の信用性を高める補助証拠になり得る	1137
10	性犯罪者の「再犯率」	1138
11	児童虐待における類似事実の重要性	1139
12	日本における今後の課題	1142
第10	レイプ・シールド法のない日本の裁判	1146

第10章 被害者の「悪性格」証拠禁止の必要性——レイプ・シールド法

第1 問題の所在	1149
第2 諸外国におけるレイプ・シールド法等の性被害者保護規定	1150
1 国際刑事裁判所（ICC）	1150
2 欧州連合（EU）	1152
3 英 国	1155
4 米 国	1156
5 カナダ	1160
6 小 括	1160
第3 被害者の悪性格に言及した日本の裁判例	1161
1 無罪裁判例	1161
2 無罪裁判例の検討	1165
3 有罪裁判例	1166
4 今後の課題	1167
5 被害者の類似事実による立証を例外的に認めるべき場合	1168

第11章 被害者への支援

第1 警察による被害者支援	1171
1 犯罪被害者支援のための施策の沿革	1171
2 警察庁犯罪被害者等施策推進課	1172
3 被害者への配慮	1172
4 プライバシー保護——被害者の供述調書における個人情報の不記載等	1173
5 被害者への情報提供	1174
6 精神的被害回復の支援	1174
7 経済的負担軽減の支援	1175
8 安全確保	1176

9	基盤整備	1177
10	犯罪捜査規範における被害者への配慮等	1177
11	アダルトビデオ出演被害問題及び「JKビジネス」問題	1178
12	周知の必要性	1178
13	子供への防犯教育	1179
第2	検察庁による被害者支援（概要）	1180
第3	捜査段階における被害者支援	1181
1	被害者に関する捜査手続上の配慮	1181
2	被害者への弁護士・支援団体の紹介等	1186
第4	被害者への情報提供	1187
1	パンフレット「犯罪被害者の方々へ」	1187
2	被害者支援室	1187
3	被害者等通知制度	1187
4	記録開示	1189
第5	被害者のプライバシー保護	1191
1	逮捕状・勾留状・起訴状における個人特定事項の秘匿措置	1191
2	公判廷における被害者特定事項の秘匿制度	1192
3	弁護士への証拠開示	1193
4	裁判記録における被害者情報の秘匿	1195
第6	証人尋問における被害者等証人への支援	1196
1	被害者にとっては証人尋問の精神的負担が著しい	1196
2	尋問範囲の最小化	1197
3	供述不能による証人尋問の回避	1197
4	証人尋問の準備における負担軽減	1202
5	付添人（刑訴法157条の4）	1204
6	遮蔽措置（刑訴法157条の5）	1205
7	ビデオリンク方式（刑訴法157条の6）	1206
8	被告人の退廷（刑訴法304条の2）	1207

9	傍聴人の退廷（刑訴規則202条）	1207
10	期日外尋問（刑訴法158条）	1207
11	第1回公判期日前の証人尋問（刑訴法227条）	1208
12	尋問方法	1208
第7	被害者参加制度（刑訴法316条の33～316条の39）	1214
1	性被害者にとっての被害者参加制度の意義	1214
2	参加できる被害者等（刑訴法316条の33第1項）	1214
3	参加手続	1214
4	被害者参加人ができること	1215
5	優先傍聴	1215
第8	被害者等による処罰感情等の表出の支援	1216
1	供述調書	1216
2	証人尋問	1216
3	心情に関する意見陳述（刑訴法292条の2）	1217
4	被害者論告としての意見陳述（刑訴法316条の38）	1220
第9	経済的被害回復の支援	1220
1	刑事和解制度（犯罪被害者保護法19～22条）	1220
2	損害賠償命令制度（犯罪被害者保護法23～28条）	1220
第10	量 刑	1221
1	量刑評議の在り方	1221
2	被害者側の事情	1224
3	被告人側の事情——示談等（経済的被害回復への努力）	1228
第11	控訴審における被害者支援	1229
1	控訴審の意義等	1229
2	被害者等通知制度	1232
3	被害者特定事項の秘匿決定	1232
4	被害者参加	1233
5	示談交渉等の情状関係	1233

第12 上告審における被害者支援	1234
1 最高裁	1234
2 上告理由	1234
3 上告審の手續	1234
4 上告審の判決	1235
5 上告審の裁判確定後における被害者等通知制度	1235
第13 判決確定後における被害者支援	1235
1 保護観察所による被害者支援	1235
2 検察庁による被害者支援	1238
第14 弁護士による被害者支援等	1239
1 犯罪被害者等支援弁護士制度	1239
2 被告人の弁護人による被害者対応	1240
第15 裁判所における被害者への配慮	1241
1 裁判員選任手續における被害者への配慮	1241
2 被害者特定事項の秘匿決定	1242
3 遮蔽措置	1242
4 判決書の写しの交付等	1242
第16 民間団体による被害者支援	1242
1 犯罪被害者支援センター	1242
2 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター	1243
3 性暴力対応看護師（SANE）	1244
4 その他	1244
5 小 括	1244
第17 支援者のポジショナリティ（立場性）	1244
1 被害者を囲む「環状島」モデル	1244
2 検察官のポジショナリティ	1245

第12章 性犯罪者の再犯防止施策

第1 性犯罪者の特徴	1247
1 性犯罪に繋がる疾患	1247
2 認知の歪み —— レイプ神話	1247
3 ポルノグラフィー	1249
4 色情盗（下着窃盗）	1250
5 高齢者	1250
6 自閉スペクトラム症（ASD）者	1252
第2 法務省の性犯罪者処遇プログラム	1253
1 経緯	1253
2 刑事施設における性犯罪者処遇プログラム（2022年改訂版）の内容	1255
3 効果	1257
4 保護観察所における性犯罪者処遇プログラム	1257
第3 民間における性犯罪者に対する治療	1258
1 医療機関	1258
2 民間における性犯罪者に対する治療の問題点	1259
第4 今後の課題	1260
第5 性犯罪者の再犯防止に着目した裁判例	1261
1 自白事件における弁護活動	1261
2 死刑相当案を無期懲役とした裁判例	1261
3 有期懲役刑（実刑）とした裁判例	1262
4 刑の一部執行猶予（一部実刑）	1268
5 保護観察付き執行猶予（刑の全部執行猶予）	1270
6 保護観察なしの執行猶予（刑の全部執行猶予）	1272
7 少年院送致	1275
8 検察官が行うべき情状立証	1276
9 不起訴・罰金刑の場合における留意点	1279
10 小括	1279

第2編 児童虐待

第13章 児童虐待の特質

第1 児童虐待対応における「子供の最善の利益」の原則	1283
1 問題の所在	1283
2 子供は「客体」ではなく「権利主体」である	1283
3 捜査機関による児童虐待対応の変遷	1285
第2 児童虐待と性犯罪との異同	1286
1 児童虐待と性犯罪との共通点	1286
2 児童虐待事件特有の捜査・公判上の問題点	1287
3 児童虐待事件における公判立証の困難性	1288
4 今後の課題	1291
第3 「児童虐待」の意義	1292
1 法律上の定義	1292
2 医療機関にとっての児童虐待	1292
第4 児童虐待の法的責任	1294
1 刑事責任	1294
2 民事責任（損害賠償責任）	1295
3 監護権者としての責任	1295
4 接近禁止命令	1296
第5 児童虐待の統計と実態	1296
1 児相における児童虐待の相談対応件数	1296
2 児童虐待に係る犯罪	1297
3 児童虐待事件の刑事立件の少なさと改善策	1297
4 医療機関からの通告	1301
5 教育機関等からの通告	1302

第6	児童虐待対応における多機関連携	1305
1	児童虐待に対応する機関	1305
2	多機関連携の推進	1305
3	虐待か否かの鑑別の困難性	1306
4	多機関連携を促す通達等	1307
第7	児童虐待の悪影響と早期発見・介入の必要性	1308
1	問題の所在	1308
2	身体虐待の悪影響	1309
3	性的虐待の悪影響	1310
4	心理的虐待の悪影響	1310
5	ネグレクトの悪影響	1311
6	被虐待児が加害者となった裁判例	1312
7	小 括	1313
第8	児童虐待事案における起訴猶予	1313
1	意 義	1313
2	架空事例——実父による暴行	1314
第9	嫌疑不十分とせざるを得ない虐待事案	1315
1	問題の所在	1315
2	対応策	1316
第10	児童虐待事件の証拠構造	1317
1	直接証拠が乏しい	1317
2	間接事実型の証拠構造	1319
第11	身体虐待における主な争点ごとの留意点	1321
1	受傷内容が争点の場合	1321
2	受傷機序が争点の場合	1326
3	受傷時期が争点の場合	1333
4	犯人性が争点の場合	1335

第12 児童虐待事件における捜査上の留意点	1336
1 捜査の一般的手順	1336
2 加害親を聴取する際の留意事項	1336
3 配偶者等を聴取する際の留意事項	1337
4 被害児及びその兄弟姉妹を聴取する際の留意事項	1338
5 親族・近隣住民ら関係者の聴取	1339
6 防犯カメラ画像等の収集・精査	1340
第13 身体虐待・ネグレクト事案における主な客観証拠	1340
1 主な客観証拠	1340
2 医学的証拠（書証）	1344
3 医師（証人）への聴取	1353
4 福祉サービス等、公的サービス関係の記録	1355
5 学校等の記録	1357
6 関係者の行動・言動の履歴	1358
7 犯行現場の状況	1360
8 凶器（暴行道具）になり得る物等の搜索	1362
9 再現実況見分	1364
第14 動機についての捜査	1365
1 動機解明の必要性	1365
2 他行為可能性——受け得たのに拒否した援助の内容	1366
3 目撃者である被害児の兄弟姉妹の司法面接	1372
4 加害親の取調べ	1377
5 同種余罪（他の子供に対する虐待）の捜査	1379
6 その他の関係者の取調べ	1379
7 起訴状記載上の留意点	1380

第14章 児童虐待事件の公判における問題

第1 問題の所在	1382
1 児童虐待の無罪事件における裁判所の証拠排除等の問題	1382

2	裁判所の証拠排除に具体的な法的根拠がない	1382
3	児童虐待事案で「必要」な証拠が「不合理」に排除されている懸念	1384
第2 児童虐待事件の刑事裁判において不当に排除されている証拠等		
		1385
1	不当に排除されている証拠	1385
2	不当に許容されている証拠	1385
第3 刺激証拠が排除されている問題		
		1387
1	刺激証拠の意義	1387
2	排除の経緯	1387
3	排除の法的根拠はない	1388
4	刺激証拠の排除状況	1388
5	裁判所が刺激証拠を排除することの不合理性	1389
6	「過度に感情を揺さぶる証拠による誤判のおそれ」の過大評価	1391
7	量刑判断への影響に対する過大なおそれ	1391
8	刺激証拠の採否に関する裁判例	1392
9	「裁判員制度の施行状況等に関する検討会」取りまとめ報告書(2020年12月)	1393
10	裁判員の辞退率との関係は実証性がない	1396
11	諸外国における刺激証拠の扱い	1398
12	小 括	1401
13	児童虐待事件における遺体写真・負傷写真の重要性	1402
第4 専門的書証の排除		
		1406
1	問題の所在	1406
2	医学的書証の証拠排除	1406
3	裁判員裁判で公判調書未作成のまま判決に至ることに伴う問題点	1407
4	医学論文排除の弊害	1408
5	児相が作成している児童保護記録等の排除	1410
第5 類似事実の排除		
		1410
1	問題の所在	1410

2	排除されている類似事実	1411
3	児童虐待事案における類似事実の重要性	1412
4	ポリグラフ検査結果を「偶然の一致排除理論」で活用する可能性	1413
第6	児童虐待のリスク要因に関する証拠の排除	1414
1	児童虐待のリスク要因	1414
2	保護者側のリスク要因	1415
3	子供側のリスク要因	1416
4	養育環境のリスク要因	1417
5	裁判所の証拠排除状況	1417
第7	専門家証人の許容基準・評価基準の欠如	1418
1	民事訴訟との比較から見た問題の所在	1418
2	予防のためのこどもの死亡検証（CDR）の未発達	1420
3	真の専門家証人の排除——身体虐待（AHT事案）	1422
4	性的虐待事案における専門家証人の排除状況	1426
5	専門家証人の採否と評価	1428
6	専門家証人とは	1431
7	専門家証人の許容基準に関する諸外国の法令	1431
8	専門家証人の証言倫理	1434
9	専門家証人と事実証人	1436
10	従来の裁判における事実証人・専門家証人の混同	1437
11	専門性のない「専門家証人」が採用されることの問題性	1440
12	裁判所が「専門性」のない医師を「専門家証人」として採用している実情	1441
13	「専門家証人」として証言が許容されるためのあるべき要素	1441
14	専門家証人の証言に対する不当な制約	1443
15	専門家証人に関する弁護戦略	1444
16	今後の課題——裁判所の証拠排除を是正すべき	1449
17	将来への期待	1451

第15章 身体虐待

第1 関連する罪名	1453
1 死亡事案——生命の侵害	1453
2 暴行・傷害事案——身体の侵害	1453
3 監禁事案——移動の自由の侵害	1454
4 略取・誘拐事案——被拐取者の行動の自由及び身体 の安全並びに監護権の侵害	1454
5 強要事案——意思決定の自由の侵害	1454
第2 殺人罪	1454
1 主な争点	1455
2 傷害致死との異同	1455
3 無理心中	1457
4 産後の精神障害を契機とする殺人	1457
5 覚醒剤の投与による中毒死	1459
第3 傷害致死	1461
1 主な争点	1461
2 事件性	1462
3 犯人性	1464
4 故意	1465
5 事件性（暴行の有無）が争点とされた裁判例	1465
6 犯人性が争点とされた裁判例——妻の証言で夫の犯人性が認定された例	1473
7 暴行態様	1476
8 因果関係	1484
9 故意	1485
第4 傷害	1488
1 主な争点	1488
2 医学的証拠に関する留意点	1488
3 熱傷	1490

4	骨 折	1501
5	皮膚損傷（挫傷等）	1514
6	腹部打撲	1515
7	医療を用いた虐待（Medical Child Abuse〔MCA〕）	1517
8	常習傷害罪（暴力行為等処罰に関する法律1条の3第1項違反）	1525
9	再犯防止の重要性	1529
10	虐待との鑑別が問題となりやすい疾患・負傷	1530
第5	逮捕監禁	1534
1	逮捕監禁罪（刑法220条）	1534
2	共 犯	1538
3	逮捕監禁致死傷罪（刑法221条）	1539
4	逮捕監禁罪の裁判例	1540
5	逮捕監禁致死傷罪の裁判例	1547
第6	共 犯	1554
1	問題の所在	1554
2	児童虐待における不作為犯の成立要件	1555
3	不作為の共謀共同正犯の成立要件	1555
4	意思連絡（共謀）	1556
5	寄与行為	1558
6	正犯意思	1560
7	不作為による幫助犯の成立要件	1560
8	共同正犯か幫助犯かの判断要素	1561
9	不作為の共謀共同正犯が認められた裁判例	1563
10	不作為による幫助犯が認められた裁判例	1578
11	実行者（養父）が子供に暴行して死亡させた際、不作為者（実母）につき 共犯性を否定して無罪とした裁判例	1585

第16章 ネグレクト等の不作為による児童虐待

第1 本書で扱う「ネグレクト」事案	1589
1 「ネグレクト」の種類	1589
2 成立し得る犯罪	1589
3 作為犯か不作為犯か	1591
第2 保護責任者遺棄罪・同致死傷罪	1595
1 遺棄罪の構成	1595
2 行為の種類	1595
3 保護法益	1596
4 主 体	1597
5 客 体	1600
6 保護義務	1601
7 実行行為の期間	1604
8 遺棄行為	1605
9 不保護	1609
10 因果関係	1617
11 遺棄罪の故意	1619
12 不保護罪の故意	1620
13 救命可能性	1631
14 保護責任者遺棄罪と監禁罪	1644
15 被疑者を聴取する上での留意事項	1646
第3 不作為の殺人罪	1647
1 成立要件	1647
2 作為義務	1648
第4 車中放置死	1649
1 パチンコ業界による「子どもの車内放置撲滅キャンペーン」	1649
2 自動車内の温度	1650
3 熱中症の危険性	1651
4 エアコンを作動させたままの駐車 of 違法性・危険性	1652

5	熱中症以外の子供の車内放置の危険性	1652
6	諸外国の取組	1653
7	日本の現状	1654
8	車内放置による保護責任者遺棄致死罪の有罪例	1654
9	自宅放置死傷の事例（餓死等以外）	1659
第5	嬰兒殺	1669
1	殺人罪と保護責任者遺棄致死罪との区別	1669
2	主な争点	1671
3	事件性	1673
4	故意	1674
5	責任能力	1675
6	殺人罪の有罪例	1680
7	殺人罪で起訴したが無罪となった裁判例	1684
8	死因の特定ができず、死体遺棄罪で処理した事案	1690
9	死亡の危険性がなかったため、保護責任者遺棄罪で起訴した有罪例	1690
10	保護責任者遺棄致死罪の有罪例	1693
第6	餓死等事案	1696
1	殺人罪を適用する事案	1696
2	不保護による保護責任者遺棄致死罪	1697
3	保護責任者遺棄致死罪と重過失致死罪	1698
4	確定的殺意が認定された初期の有罪例	1699
5	置き去りにより餓死させた殺人の有罪例	1699
6	夫婦で共謀して子供を餓死させた殺人の有罪例	1704
7	保護責任者遺棄致死罪の有罪例	1713
第7	暴行後放置死事案	1728
1	作為犯と不作為犯の検討順序	1728
2	先行行為の作為（暴行等）による死亡の危険性が認められる場合	1728
3	先行行為の作為だけでは死亡の危険性が乏しい場合	1729
4	先行行為の作為が不明のため、後の不作為のみ立件する場合	1729
5	身体虐待後に放置して衰弱死させた保護責任者遺棄致死の事例	1732

6 暴行後に殺意を生じて放置し、不作為により死亡させた場合	1750
-------------------------------------	------

第17章 性的虐待

第1 性的虐待とは	1753
1 定 義	1753
2 成立し得る犯罪	1755
3 障害児は被害に遭いやすい	1757
4 監護者以外が行為者の場合でも、児童福祉法違反ではなく、刑法を積極的に適用すべきである	1758
5 性的虐待に伴うことが多いその他の虐待	1759
第2 性的虐待に関する統計	1761
1 性的虐待に関する児相の統計	1761
2 警察の統計	1762
3 暗数の多さ	1762
第3 刑事事件化することの意義	1764
1 想定される主なデメリット	1765
2 想定される主なメリット	1766
3 国際的潮流	1767
4 小 括	1768
第4 性的虐待事件における立証の困難性	1768
1 性的虐待事件の主な争点	1768
2 事件性立証のための対策	1778
第5 公訴事実の構成	1780
1 起訴できる犯罪は可能な限り起訴する	1780
2 日頃の虐待を可能な限り訴因に入れる	1781
3 日時は幅のある特定で十分である	1781

第6	性的行為の存在の立証方策	1782
1	直接証拠の種類と問題点	1782
2	間接証拠の種類	1783
3	性器損傷に関する医学的証拠の問題点	1784
4	被害児に対する精神的・心理的影響——被害児供述の信用性評価上の問題点	1787
5	性的虐待の元被害者が被告人となった事件	1792
第7	犯行日時・場所の特定	1795
1	日時・場所を特定する必要性の程度	1795
2	日時・場所の特定に資する証拠	1796
第8	犯行時の原因行為について	1796
1	被害児は常時虐待による「困難状態」にある	1796
2	原因行為により容易に困難状態に陥る	1797
3	被害児が被害時に生理的な快感反応を示していた場合	1797
第9	性的虐待事案において客観証拠が乏しいこととその対策	1798
1	客観証拠が乏しい理由	1798
2	被害児側の客観証拠等の収集・精査	1798
3	加害親の犯跡隠蔽工作とその対策	1799
第10	被害児を聴取する上での留意点	1801
1	開示から聴取（司法面接）に至るまでの記憶の汚染防止の重要性	1801
2	聴取事項	1804
3	罪体立証に関する聴取の留意事項	1807
4	16歳未満の被害児を聴取する上での留意事項	1814
5	年長児（16歳以上18歳未満）を聴取する上での留意事項	1823
6	18歳以上の被害者を聴取する上での留意事項等	1831
7	被害申告が遅れる理由と開示経緯の消極性の重要性について	1833
第11	関係者の供述録取時における留意事項	1836
1	母親（非加害親）	1836

2 兄弟姉妹	1839
第12 加害者の取調べにおける留意点等	1842
1 性 格	1842
2 取調べ上の留意点	1844
第13 性的虐待の事例1 —— 小学生の娘に対する不同意性交等事件（全 面否認事件で、客観証拠に乏しく、幼児である被害児の供述が立証の 柱である事例）	1846
1 事案の概要（訴因）	1846
2 発覚の経緯	1846
3 被害児からの被害事実の聴取	1846
4 立件（日時・場所の特定）	1855
5 Aの主張	1857
6 加害者側の親族等	1858
7 A・Bの離婚手続	1860
8 児童精神科医による意見書作成	1861
9 証拠構造	1864
10 起訴後、第1回公判期日まで	1865
11 Bの証人尋問	1868
12 加害者の弁解が信用できないことを示す	1873
13 結 末	1876
14 主治医の論文	1876
第14 性的虐待の事例2 —— 交際女性の娘（16歳）に対する不同意性交 等・児童ポルノ製造・強要事件（被害児が裸体のまま笑顔で加害者と 写っている写真を児童ポルノとして性的虐待を認定した事例）	1877
1 事案の概要（訴因）	1877
2 発覚の経緯	1877
3 被害児の司法面接の準備	1878
4 司法面接の実施	1883
5 加害者の弁解	1889
6 争 点	1890

7	本件各性交被害時における身体的虐待の有無	1890
8	証拠構造	1892
9	被害児の「供述不能」による司法面接の録音・録画記録媒体の証拠採用(刑 訴法321条1項3号前段)	1897
10	加害者の弁解が信用できないこと	1900
11	結 末	1900
 第15 性的虐待の事例3 —— 高校生(18歳)の実娘に対する不同意性交 等事件(軽度知的障害と性的逸脱行動がある成年の被害児への支援が 必要であった事例)		
1	事案の概要 —— 知的障害に乗じた不同意性交等罪(2、7号)	1901
2	発覚の経緯	1901
3	被害児の「マイナス証拠」を利用した被告人の主張と対策	1901
4	被害児の司法面接	1910
5	非協力的な母親の対策	1911
6	被害児の証人尋問	1912
7	結 末	1913
 第16 性的虐待の事例4 —— 成人男性による男児に対する不同意性交等 (口腔・肛門性交)事件(スポーツ指導者による複数の少年に対する 不同意性交等事例)		
1	事案の概要	1913
2	発覚の経緯	1914
3	捜査上の留意点	1914
4	日時の特定	1916
5	適用法条	1916
6	捜査員の意識改革の必要性	1917
7	加害男性の特性	1917
8	被害男児の特性	1919
9	被害男児らの司法面接と心理的ケア	1922
10	公判における情状立証	1925
11	加害者に関する情状立証	1927
12	結 末	1928

13 小 括	1928
第2版あとがき	1929
初版あとがき	1933
判例索引	1935

第1編 性犯罪（続）

第8章 性犯罪事件の証拠構造

以下に述べる証拠構造等に関する説明は、筆者が入手し得た限られた教材等を参照しつつ、多数の（証拠構造に関する裁判所の見解と検察官立証の齟齬・失敗に起因すると思われる）無罪事件から得た教訓等をベースにした筆者の私見である。本書全体が検察庁の公式見解ではないが、特に本章については、筆者にとっても研究途上の試みであることをお断りしておく。

第1 証拠構造とは

1 意義

検察官は、公判前整理手続において、証明予定事実記載書を、裁判所に提出し、被告人又は弁護人に送付しなければならない（刑訴法316条の13）。

証明予定事実とは、公判期日において証拠により証明しようとする事実をいう。

証明予定事実記載書には、事件の争点及び証拠の整理に必要な事項を具体的にかつ簡潔に明示しなければならない（刑訴規則217条の20第1項）。

公訴事実として証明すべき事実のうち、争いのない事実と争点に分け、争点につき、どの主要事実（証明を要する事実）をどの証拠で立証するかという立証の組み立てを「証拠構造」と呼ぶ。証拠構造を踏まえた立証方法は、裁判員裁判の準備として始められ、非裁判員裁判においても適用されることが多い。

2 証拠構造に関する法的根拠等

これについては、直接規定する条文はなく、判例もなく、教材も乏しい。刑訴法の教科書や司法研修所の刑事裁判修習の教材にも簡潔な記載しかなく、研究書も植村立郎元判事の『実践的刑事事実認定と情況証拠 [第4版]』（立花書房、2020年）⁽¹⁾等少数しかない。

3 種類

証拠構造には、①直接証拠型と②間接事実型の2種類がある。

(1) 直接証拠型

主要事実を直接証拠によって立証するものをいう。

直接証拠とは、証明力が認められれば、主要事実を直接（推認過程を経ずに）証明し得る証拠をいい、①被告人の自白、②被害者の被害供述、③目撃者の犯行目撃供述、④防犯カメラ等の画像の4種類しかない。

証明力が認められるためには、供述には信用性がなければならず、画像は鮮明で犯行状況が判別・確認できるものでなければならない。したがって、直接証拠があるようにみえても、

① 自白が公判で撤回され、否認に転じられた場合、捜査段階の自白の証拠価値は低く評価される

② 被害者が被害事実を直接視認していない場合（痴漢事件に多い。）や視認条件が悪い犯人識別供述は、直接証拠に該当せず（被告人が犯人である可能性を示す間接証拠扱い）、被害事実を直接認識した直接証拠に該当しても、反対尋問で熾烈に弾劾され、供述の信用性が否定されることが多い

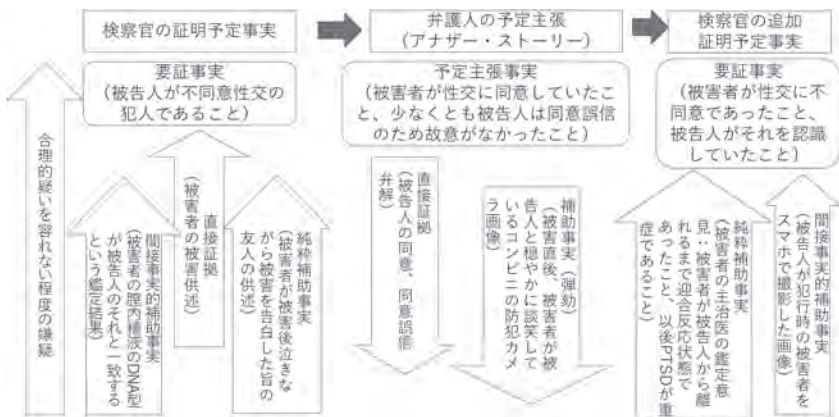


図1 直接証拠型の証拠構造

(1) 同書は、証拠構造の理解に極めて有用であるが、それでもなお、「証拠構造論を正しく理解しているわけではない」と述べている（78頁）。証拠構造については、無罪事件の控訴審議の際に検討するたびに自己の理解の浅薄さを自覚しつつ研究を深める努力をしてきたが、真に理解するのは容易ではない。

第9章 被告人の類似事実による立証

第1 問題の所在

1 日本の裁判における類似事実に関する証拠法則の問題点

「類似事実」は、法令上の用語ではないため、定まった定義はないが、通常、被告人の起訴された公訴事実（以下、本章ではこれを「本件事実」という。）と類似性のある、①別件公訴事実、②同種前科、③起訴されていない余罪、④過去の悪行、⑤同種犯罪性向を示す物証等（「悪性格」、「性格証拠」などとも呼ばれる。）を総称するものである。

日本では、類似事実に関する法令上の規定はなく、その評価に慎重であるべきとのドイツ的発想が大審院以来存在していたが、平成24・25年の最高裁判例（後記第8・1(2)、(3)参照）において、米国連邦証拠規則を参照したと思われる、類似事実による犯人性立証の制限が示されて以後、これら最高裁判例の射程距離を超えて類似事実による立証を制限する傾向が顕著となり、諸外国では当然に許容される場合にまで類似事実に関する証拠を排除している結果、不当な無罪判決が出されている⁽¹⁾。

しかし、裁判所が類似事実に関する証拠を排除することについて、実証された合理的根拠はなく、現在の運用には、以下の重大な問題があり、日本の裁判は世界の趨勢から外れ、ガラパゴス化していると思われる。

① 非民主的：法令上の根拠（＝国民の合意）がない。

法令上の規定がないなら、大陸法諸国と同様、証拠としての採用を規制すべきではない。

規制するなら、英米法諸国と同様、法律に証拠の採否の要件を明記すべきである。

民意に基づいて制定された法律上の明確な根拠もないのに、裁判所が「自由裁量」として過度に広範な証拠制限をすることは、民主国家において、許

されるべきではない。裁判官・裁判員が、どのような証拠を見て裁判を行うべきかについては、国民の民意を反映すべきである。

② 不公平：被告人の類似事実による立証は厳格に制限されているのに、被害者のそれは全く制限されていない（被害者の悪性格立証を制限するレイプ・シールド法がないのは、先進国で日本だけである⁽²⁾）。

③ 非科学的：諸外国では、強迫的性行動症や性嗜好異常症（フェティシズム）等、被告人の類似事実が示す性的犯罪性向が医学的に解明されつつあ

- (1) 大阪高判令3・2・22高検速報令3・388頁／LLI/DBL07620092（児童福祉法違反。第一審無罪、控訴審破棄・自判・有罪）等参照。事案は、Aが交際女性の娘V（15歳）の性器を舐める等した性的虐待事案である。Aには、排泄物や経血を愛好する特殊性嗜好に基づくVに対する強い性的関心を示す物証（排泄物に関するわいせつDVDやVの使用済みトイレットペーパー等の収集品）が存在したため、第一審において検察官は、Aが犯行前からVに性的関心を抱いていたことを立証趣旨として証拠請求した（米国連邦証拠規則で類似事実による立証が許される「動機」を示す間接証拠）が、裁判所はこれを単なる悪性格立証として証拠排除した上、V証言の内容が不自然であるとしてその信用性を否定して無罪とした。控訴審では、V証言の内容のうち不自然とされた点につき、児童精神科医の証言により、周トラウマ期解離症状として自然である旨立証して有罪とされた。しかし、そもそも、Vは、Aの特殊性嗜好やコレクションの存在を全く知らなかったのに、生理中、経血を吸われる感触があった等、被害供述内容が当該特殊性嗜好に合致するという偶然の一致はあり得ないから、これらは英国の「偶然の一致排除理論」、「性的関心の間接証拠」、「被害者供述の裏付け」又は米国連邦証拠規則上の類似事実による立証が許される「動機」を示す間接証拠として当然に許容されるべきであったし、許容されていれば、V供述の信用性が第一審で否定されることはあり得なかったと思われる。弁護人は、V供述を作話である旨論難したが、上記のとおり当該特殊性嗜好に基づく話をVが作話することは不可能であったから、その証言は体験に基づくものというほかに、当然に信用性も認められるべきであった。このような無罪判決は、裁判官の過度な証拠制限と被害者心理への理解の乏しさに起因していると思われる。控訴審では有罪となったが、第一審の不当な訴訟指揮により、Vには児童精神科医の面接を受けて被害事実について再度語る負担を、児童精神科医には多忙中、鑑定及び証言の負担をそれぞれ負わせたことは遺憾であった。
- (2) 2017年及び2023年の刑法改正に当たり、法制審議会の性犯罪に関する部会では、被害者側の委員からレイプ・シールド法導入の要望があったが、同法だけを導入することには反対の意見が強く、筆者も不十分であると考えている。本来、類似事実に関する証拠法則が法定されていないことが重大な問題なのである。英国2003年刑事司法法が、なぜ被告人の悪性格立証を許容し、レイプ・シールド法を導入する改正をしたのか、その後の運用が適切に行われている状況や、米国の最新判例において、類似事実による立証が幅広く許容されている実態をきちんと研究した上で、我が国におけるあるべき被告人・被害者の類似事実に関する証拠法則を定立すべきであると思われる。

第10章 被害者の「悪性格」証拠禁止の必要性 ——レイプ・シールド法

第1 問題の所在

性犯罪では、被害者の「素行・経歴」が悪い場合、無罪になることが多い。判決に必ずしも摘示されているわけではないが、無罪の裁判例を概観すると、被害者の属性が、いわゆる非行少女、性風俗店従業員等に奇妙なほど多いことに気づく。性的虐待事案の場合は、被害者又はその母親の素行の悪さが問題視されている。

性風俗店従業員であっても、無料で性奉仕したい人はいないだろう。しかし、彼女らは、ネガティブな人生経験等から学習性無力感が強い¹⁾ため抵抗が弱く、援助希求能力が低い²⁾ため他者に助けを求め難く、警察が自分の供述を信用してくれるという期待が低い³⁾ため被害申告に至り難い。従来の一部裁判例の判決文からは、一度「健全な社会」から「道を踏み外した」以上、原則として「性交受忍義務」があるかのようにいわれ、沈黙は黙示の「消極的同意」を示すと安易に認められるなど、裁判ではその人権を認められていないかのような印象を受けることさえあった。

そのようなこともあって、2017年及び2023年の性犯罪の罰則改正に関する法制審議会の各審議及び関連検討会において、被害者支援団体等から、諸外国と同様のレイプ・シールド法の導入が必要であるとの強い要望があった。レイプ・シールド法とは、被害者の類似事実（性的経歴）による立証を制限する法律をいう。他方、学者は、同法を導入するならば、「前科証拠の取扱いなども含め、関連性についての一連の規定を設けるのが筋である」と反論するなど、導入に否定的な意見が優勢であり⁴⁾、同法は導入されていない。

(1) 「『性犯罪に関する刑事法検討会』取りまとめ報告書」（2021年5月）53頁。

その点は筆者も、レイプ・シールド法だけを導入しても被害者保護には不十分であって、前章で述べた諸外国の性犯罪に関する類似事実の扱いについての最新動向を踏まえた証拠法則（刑事法）の改正として議論されるべき問題であると思う。

第2 諸外国におけるレイプ・シールド法等の性被害者保護規定

1 国際刑事裁判所（ICC）

国際刑事裁判所（International Criminal Court）とは、1998年、ローマで開かれた全権大使会議で採択された「国際刑事裁判所に関するローマ規程」によって設立され、戦争犯罪や人道に対する罪等を対象とする常設の刑事裁判所であり、同規程は2002年に発効し、2025年1月現在、締約国は125か国であり、日本も2007年に締約国となっている。

(1) 「手続及び証拠に関する規則」（2002年）

国際刑事裁判所の実体法及び手続法に関する同規則のうち、性暴力事件の証拠に関する原則は、以下のとおりである（筆者仮訳）。

規則70条

(a) 有形力、有形力行使する旨の脅迫、強制又は強制的環境による優越性の利用により、被害者が自発的かつ真意の同意をする能力が阻害された場合、被害者の言語又は動作を理由として同意を推定することは許されない。

(b) 被害者が真意の同意をする能力を欠いている場合、被害者の言語又は動作を理由として同意を推定することは許されない。

(c) 性暴力被疑事件の被害者の沈黙又は抵抗の欠如を理由として同意を推定することは許されない。

(d) 被害者又は証人の信用性、性格又は性的傾向については、被害者又は証人の事前又は事後の行動の性的性質を理由として推定することは許されない。

規則71条

裁判所の管轄内の犯罪の定義及び性質に照らし、69条4項に従い、裁判所は、被害者又は証人の事前又は事後の性的行動に関する証拠を許容してはならない。

第11章 被害者への支援

第1 警察による被害者支援

警察による犯罪被害者支援は、近年充実しつつあり、様々な改善がなされている。

従前の被害者の手記には支援が不十分であった時期に苦労された話が多く、いまだ十全とはいえないであろうが、最新の情報を得て積極的に支援を活用することが望ましい。

1 犯罪被害者支援のための施策の沿革

1996年、警察庁が「被害者対策要綱」を策定し、全国警察に通達した。

2000年、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」（以下「犯罪被害者保護法」という。）が制定された。

2004年、犯罪被害者等基本法が制定された。同法は、犯罪被害者等（犯罪やこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為の被害者及びその家族又は遺族）のための施策を総合的かつ計画的に推進することによって、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的としており、国・地方公共団体が講ずべき基本的施策として、相談及び情報の提供、損害賠償の請求についての援助、給付金の支給に係る制度の充実等、保健医療・福祉サービスの提供、二次被害防止・安全確保、居住・雇用の安定、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等を掲げ、これらは犯罪被害者等基本計画に反映され、実現が図られている。

2006年、同法に基づき、第1次犯罪被害者等基本計画が策定され、以後、5年ごとの見直しがなされ、2020年に第4次犯罪被害者等基本計画が策定されている（『犯罪被害者白書』各年版参照）。

2008年、「犯罪被害者等の支援に関する指針」が示された。

2011年、警察庁が「犯罪被害者支援要綱」を制定し、全国警察に通達した。

2016年、内閣府に「こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議」が設置され、子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）（2022年）が策定されている。

2020年、内閣府に「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」が設置され、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が策定された（2023年改訂）。2022年度まで（改訂後、2025年まで）の3年間を性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」として、刑事法の在り方の検討はもとより、被害者支援の充実、加害者対策、教育・啓発の強化等の実効性ある取組を速やかに進めていくこととされた。

また、1980年に制定された「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」は、近年、度々改正され、支援対象の拡充等がされている。

2 警察庁犯罪被害者等施策推進課

警察による被害者支援については、「警察による犯罪被害者支援」（警察庁ウェブサイト。相談窓口や、犯罪被害者支援要綱に基づく様々な施策が紹介されている）等を参照されたい。支援施策には、以下の7種類がある。

① 被害者への配慮：被害者が希望する性別の捜査員による対応、証拠採取における配慮等

② プライバシー保護：令状への氏名不記載、調書への個人情報不記載等

③ 被害者への情報提供：被害者連絡制度、訪問・連絡活動等

④ 精神的被害回復支援：カウンセリングの実施等

⑤ 経済的負担軽減：受診費用負担、給付金・旅費の支給等

⑥ 安全確保：再被害防止措置等

⑦ 支援推進のための基盤整備：被害者支援用車両の導入等

3 被害者への配慮

(1) 専門捜査員の配置

警察においては性犯罪捜査指導官が設置され、性犯罪指定捜査員も増加している。性犯罪指定捜査員は、性犯罪捜査の研修を受けて性犯罪被害者から

第12章 性犯罪者の再犯防止施策

第1 性犯罪者の特徴

1 性犯罪に繋がる疾患

性的問題行動により生活に破綻を来たしているのに止められない場合、強迫的性行動症やパラフィリア（性嗜好異常）症はあり得るが、「性依存症」⁽¹⁾は、ICDやDSM等の国際的診断基準上の診断名ではない（第9章第9参照）。

2 認知の歪み——レイプ神話⁽²⁾

性犯罪者は、自己の行為を正当化する認知の歪みとして、レイプ神話を信じていることが少なくない。

(1) レイプ神話の内容

レイプ神話とは、レイプの責任を被害者に転嫁したり、加害者側の正当性を主張してその責任を否定したりして、レイプを合理化しようとする誤った信念や態度であり、以下のようなものがある。

ア レイプを正当化し、加害者の責任を小さく認知するもの

① 性的欲求：男性がレイプするのは、女性に比べて遙かに強く、抑え難い性的欲求を持っているから、やむを得ないこともある。

② 衝動的行為：男性がレイプするのは、一時の激情によるものであるから、厳しく咎めるべきではない。

③ 性的挑発：男性がレイプするのは、女性が性的に挑発し、その性的魅

(1) 齊藤章佳（精神保健福祉士、社会福祉士）「性犯罪者における地域トリートメント」刑弁70号（2012年）158頁。齊藤氏は、「司法サポートプログラム」として、弁護人の依頼で被疑者・被告人と接見し、治療計画を立て、情状証人となったり意見書を提出したりするなど、認知行動療法による「性依存症治療」を行っている。

(2) 田口真二ほか編著『性犯罪の行動科学——発生と再発の抑止に向けた学際的アプローチ』（北大路書房、2010年）44～46頁。

力に圧倒されたためであるから、やむを得ない。

イ 女性にレイプされる原因があるとし、加害者の責任を被害者に転嫁し、かつ、被害を矮小化するもの

① 暴力的な性の容認：女性は、男性から暴力的に扱われることで性的満足を得るものである。

② レイプ願望：女性は、無意識のうちにレイプされることを望んでいる。

③ 落ち度：女性の行動や服装に乱れたところがあり、自らレイプされる危険を作出しているから、被害に遭っても仕方がない。

④ 捏造：女性は、都合の悪いことを隠したり、男性への恨みを晴らしたりするため、レイプ被害を捏造し、虚偽申告することが多い。

ウ 被害者が子供の場合

子供に対する性犯罪の加害者は、以下のような歪んだ認知を有することが多い。

① 子供も性的行為やセックスを望んでいるし、快感を覚えるものである。

② 身体的な怪我がなければ、心的外傷を負うことはない。

③ 子供も望んでいたし、何の被害も与えていないのであるから、自分は悪くない。

④ 親が無責任だから、自分が保護し、愛情を注いでやったにすぎない。

エ 覗き神話

覗きや盗撮をする人は、以下のような歪んだ認知を有することが多い⁽³⁾。

① 被害の否定：覗いても、相手は何も傷ついていない。

② 責任の否定：覗かれるような状態にしていた相手が悪い、中が見える建物が悪い。

③ 女性への誤認：女性は覗かれないと思っている。女性がミニスカートを穿いている（自宅で下着姿でいる）のは、覗かれないと思っているからだ。

(2) レイプ神話の問題点

(3) 田口ほか編著・前掲80頁。筆者も、女性を窓から覗き、住居に侵入して性犯罪に及んだ被告人が、被告人質問で被害者に同じ台詞で責任転嫁したのを聞いて呆れたことがある。

第2編 児童虐待

第13章 児童虐待の特質

第1 児童虐待対応における「子供の最善の利益」の原則

1 問題の所在

児童虐待は、被害児の心身を傷つけ、その人生に多大な悪影響を及ぼすものであり、児童虐待事案に対応する者は、被害児である子供の最善の利益を最優先に考えるべきである。

しかし、実際には、「子供のため」といっても、対応者ごとにその在り方は様々である。子供にとって何が最善かについては、組織及び各担当者によって考えが異なり得るため、多機関連携が進まない要因にもなっている。

例えば、警察官・検察官は、「真相解明・刑罰権の適正な実現」（刑訴法1条）こそが善であり、立件して捜査を尽くして真相を解明し、加害親を被害児から分離し、適正な処罰を実現することこそが、被害児にとって安全を確保することになり、将来的にも最善であると考えやすい。そのため、加害親は「被疑者」という捜査対象でしかなく、時に、今、目の前にいる子供の苦痛・不安に鈍感なまま、子供の心を傷つけても気付かないことがある。

逆に、児童福祉職は、「家族再統合」こそ子供の福祉に資するという考えが根強く、「家族支援（≒加害親支援）」重視の余り、刑事事件としての立件に消極的になり、加害親からの虐待を開示できずにいる子供を安易に家庭に帰すなど、再度虐待を受けさせるリスクを軽視し、最悪の場合は子供の死亡という結果を招くことがあった。

児童虐待の捜査・調査においては、「Do no harm（危害を加えない）」原則を遵守し、その過程自体が、被害児に対する再虐待になってはならない。

2 子供は「客体」ではなく「権利主体」である

(1) 児童の権利に関する条約上の根拠

子供は、保護の客体である（同条約19条）だけではなく、保護手続の過程において自己の意見を表明する権利主体である（同条約12条）。

また、意見表明の前提として、適切に情報を与えられている必要がある。

(2) 「子供の希望の尊重」は「子供への責任転嫁」になりかねない

子供を権利主体として尊重するに当たり、子供の意見を聞き、その希望を尊重することは大事である。そのため、児相は、従来、被虐待児を保護しても、「子供が加害親の処罰を希望していない」から警察に通報しないという対応をとることがあったが、これは、加害親の処罰を子供の意思決定に係らせる点で、子供に責任転嫁する誤った対応であると思う。なぜなら、被虐待児は、加害親から洗脳されたり、情報制限されたりした状態にあるので、意見表明権を行使する前提としての適切な情報を得た上で真意に基づく意見を形成したとはいえないことが多いからである。

したがって、子供が適切な意見表明をできるよう支援する必要があるとともに、社会的にやるべき調査・捜査は粛々と進めるべきであると思う。

子供が本当に加害親を許し、その帰りを待つのであれば、公判で被告人側の情状証人となることもできる。子供が適切な保護・心理教育をされていれば、その頃までには真意に基づく意見を表明できるようになっているであろうし、加害親以外の親族の思惑によって真意に基づかない意見を言わされている場合は、裁判所はそのような意見を量刑上考慮すべきでない。

(3) 子供の意見表明を支える情報

子供には、事前の防犯教育・事後の心理教育として、折に触れて以下の情報を伝えてほしい。

① 権利教育：子供には、保護され、自由に意見を表明できる権利があること⁽¹⁾

② 虐待認識：親が子供に（性）暴力を振るったり、必要な保護をしなかったりするのは虐待であること

③ 社会規範：親は子を虐待してはならず、虐待すれば責任を負うべきで

(1) 児相に常勤弁護士が入り始めた頃、ある常勤弁護士が、「一時保護所の子供に対して子供の権利について教える活動を行うと、児相職員が驚いた」と言うのを聞いて、驚いたことがある。児相職員が子供を保護の客体と捉え、権利主体とは思っていないからではないだろうか。

第14章 児童虐待事件の公判における問題

第1 問題の所在

1 児童虐待の無罪事件における裁判所の証拠排除等の問題

児童虐待事件が刑事裁判において無罪となることは、他の事件よりも多い。

家庭という密室における犯罪であるため、客観証拠が乏しい、目撃者がいない、被害児は様々な事情で被害を語れない、又は被害児供述の信用性が認められ難い、医学的・専門的証拠が裁判官・裁判員に理解され難いなど、様々な要因がある。

無罪となった結果については、検察官の立証不十分の帰結としてやむを得ないが、その過程を振り返ると、近時の裁判所による極端な証拠排除も大きな要因であり、その問題は看過し難いと思われる。

2 裁判所の証拠排除に具体的な法的根拠がない

裁判員裁判導入後、我が国の裁判所は、様々な証拠排除を行う傾向が顕著になった。しかし、いずれも明文規定がなく、判例等で基準が示されず、個々の裁判官の広範な訴訟指揮裁量に委ねられている。

(1) 裁判所が行う「必要性」判断の「根拠」

「『裁判員の関与のため』ということが言わば『錦の御旗』となり、十分な根拠を持たない変容をも実現させてしまう梃子ともなりかねないことも、留意が必要である」⁽¹⁾との指摘どおり、裁判所は、証拠採否において、検察官・弁護人に対し、証拠を厳選して(刑訴規則189条の2)事件の審判に必要と認める証拠のみ取調べを請求するよう求めた(同規則193条)上、裁判所におい

(1) 池田公博「証拠の整理・採否」論究ジュリ31号(2019年)107頁。

て、「事件の審判に必要と認めるもの」だけを取り調べる（同規則199条1項）こととし、要証事実との関連性及び証拠能力がある証拠でも、必要性に欠けると判断すれば、合理的裁量の範囲内であれば、請求を却下して取り調べないことができる。

しかし、諸外国では、「必要性」の中身について、具体的な根拠規定があるのに対し、日本の法令には何もないため、今や、裁判官は、「自由裁量」の名の下に何らの基準も示さず、次々に検察官の証拠請求に対して撤回を求め、却下決定を下し、異議申立てを却下し、実質的に極めて強い証拠制限を行っている。その結果、多くの検察官は、最初から証拠請求を断念せざるを得ず、収集した証拠のうちごくわずかしが法廷に顕出できず、立証の手段を失いつつある。

(2) 裁判所の「必要性判断」に関する問題点

検察官の証拠の取調べ請求に対する裁判所の却下決定は、

- ① 当事者の証拠調べ請求権の行使に制約を加えるものである。
- ② 不服申立てが制限されている（刑訴規則205条1項ただし書）。
- ③ 決定であるため理由が付されない（刑訴法44条2項）。
- ④ やむを得ない事由がない限り、原則として事後の追加請求が許されない。

a 公判前整理手続・期日間整理手続終了後（刑訴法316条の32第1項）

b 控訴審（第一審の弁論終結後）（同法382条の2第1項）

このような裁判所の訴訟指揮は、検察官の立証活動に致命的な悪影響を及ぼし、「証拠不十分による真偽不明のための無罪」を頻発させる結果になっている。裁判所は、当事者主義の原則を尊重し、当事者の立証活動に過度な制約を加えるべきではないと料する。

(3) 「必要性」に基準がない

裁判所は、証拠請求を「必要性なし」として却下するに当たり、理由を付する必要があることから、「必要性」の定義も判断基準も示したことがない⁽²⁾。

学説や諸外国の法令・判例等で一般的にいわれている「必要性がない場

(2) 趙誠峰『「必要性」から『関連性』へ——必要性概念を検証可能な状態にするための一方策』刑弁99号（2019年）40頁では、必要性判断の合理化を求めている。

第15章 身体虐待

第1 関連する罪名

身体虐待は、養育者が自己が養育する子供に対し、その生命・身体・自由（性的自由を除く。）を侵害する場合であり、以下の犯罪に該当し得る。

1 死亡事案——生命の侵害

- ① 殺人・同未遂罪（刑法199条、203条）：殺意をもって、人を殺害した場合
- ② 傷害致死罪（刑法205条）：殺意なく暴行の故意で暴行を加えて、人を死亡させた場合
- ③ 重過失致死罪（刑法211条後段）：暴行の故意なく、重過失により人を死亡させた場合
- ④ 過失致死罪（刑法210条）：過失により人を死亡させた場合
- ⑤ 死体遺棄罪（刑法190条）：死体・遺骨等を損壊・遺棄等した場合

2 暴行・傷害事案——身体への侵害

- ① 暴行罪（刑法208条）：暴行の故意で暴行を加えたが、傷害を負わせなかった場合
- ② 傷害罪（刑法204条）：暴行の故意で暴行を加え、傷害を負わせた場合
- ③ 常習的暴行・傷害罪（暴力行為等処罰に関する法律1条の3）：常習の場合
- ④ 重過失傷害罪（刑法211条後段）：暴行の故意なく、重過失により傷害を負わせた場合
- ⑤ 過失傷害罪（刑法209条）：過失により傷害を負わせた場合（親告罪）

3 監禁事案——移動の自由の侵害

① 逮捕罪（刑法220条前段）：人の身体に直接的拘束を加えて、行動の自由を奪った場合

② 監禁罪（刑法220条後段）：人に対し一定の区域外に出ることを不可能又は著しく困難にして、行動の自由を奪った場合

③ 逮捕監禁致死傷罪（刑法221条）：人を逮捕又は監禁し、死傷させた場合

4 略取・誘拐事案——被拐取者の行動の自由及び身体の安全並びに監護権の侵害

親権者であっても、他者（他の親権者、児相所長等）の監護下にある未成年者をその保護された生活環境から離脱させ、自己又は第三者の事実的支配下に置いた場合、未成年者略取・誘拐罪（刑法224条）が成立する。

5 強要事案——意思決定の自由の侵害

○ 強要罪（刑法223条）：暴行・脅迫により人に義務のないことを行わせた場合。

強要罪単独での立件例は乏しいが、他の虐待を起訴するに当たり、日常的虐待状況、犯人性、共犯性、犯意等を立証するため、画像その他の証拠のある限り、強要罪をも起訴することにより、余罪処罰のそしりを受けずに虐待の全体像を法廷に証拠として顕出して処罰対象とすることができる。

具体例①：傷害致死罪の前提である虐待状況を示すものとして、子供に浴室で排便させ、大便を手を持たせて被写体となるよう強要した事実を起訴したもの（野田小4女児虐待死事件〔後述〕）。

具体例②：性的虐待事案で、被害児に児童ポルノ画像を自撮りさせて行為者に送信するよう強要した事実を起訴したもの。

第2 殺人罪

児童虐待における殺人罪においても、作為犯と不作为犯の2種類がある。

① 身体虐待による殺人（作為犯、暴行死）

第16章 ネグレクト等の不作為による児童虐待

第1 本書で扱う「ネグレクト」事案

1 「ネグレクト」の種類

児童虐待防止法は、ネグレクトにつき「児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置……その他の保護者としての監護を著しく怠ること」と定義し（2条3号）、厚生労働省ウェブサイト等では、例示として、「家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない、他の人が子供に暴力をふるうことを放置すること」等が挙げられている。

本書では、主に子供の死傷を伴う重度のネグレクトによる犯罪を扱うので、以下の分類に従って論じることとする。

- ① 車中放置死：子供を自動車内に放置して熱中症等により死亡させる事案
- ② 自宅放置死傷：自宅内に放置して死傷させる事案
- ③ 嬰兒殺：産後間もない嬰兒を意図的に死亡させる事案
- ④ 餓死等：子供に十分な飲食物を与えず、医療措置を受けさせず、餓死、衰弱死又は病死等（以下「餓死等」という。）させる事案
- ⑤ 暴行後放置死：自ら又は共犯者が身体虐待の暴行を加えた後、必要な医療措置を受けさせずに放置して死亡させる事案

2 成立し得る犯罪

(1) ネグレクト事案において成立し得る犯罪の種類

ア 殺人罪（刑法199条）

監護者（作為義務者）が、殺意をもって、死亡の危険性のある子供に対し、必要な作為をしない不作為により、死亡させた場合

イ 保護責任者遺棄罪（刑法218条）

保護責任者が、①幼年者を遺棄した場合（遺棄罪）、又は②幼年者の生存に必要な保護をしなかった場合（不保護罪）

ウ 保護責任者遺棄致死傷罪（刑法219条）

保護責任者が、遺棄・不保護によって、幼年者を死傷させた場合

エ 重過失致死傷罪（刑法211条後段）

監護者が、重過失により、子供に必要な保護を怠り、死傷させた場合

(2) 不保護による不作為犯の場合、客観面はいずれの犯罪もほぼ同じである

親が子供を餓死等させたネグレクト事案では、殺人罪、不保護による保護責任者遺棄致死罪及び重過失致死罪は、いずれも、構成要件の客観面はほぼ同じである。

① 主体：親（保護責任者）

② 客体：子供（幼年者で要扶助者であり、かつ、生存に必要な保護を要する状況〔以下「要保護状況」という。〕に陥っている）

③ 行為：不保護（生存に必要な保護をしないこと。十分な飲食物を与えず、又は必要な医療措置を受けさせない等）

④ 結果：子供を死亡させた。

⑤ 因果関係：親の不作為と子供の死亡との間に因果関係がある。

⑥ 救命可能性：保護を尽くせば救命し得た。

よって、各罪の区別は、主に故意の有無・内容による。

(3) 主観面による処分罪名の相違

子供が餓死等した場合、死亡の危険性の認識を立証し得る証拠の有無・程度により、実務上、以下のように処理しているのが通常である。

(ア) 確定的殺意がある場合は、殺人罪

(イ) 死亡の危険性の認識・認容（≒未必の殺意）がある場合は、保護責任者遺棄致死罪（この点の理由は、後記第2・11で詳述する）

(ウ) 死亡の危険性の認識はあるが、認容していない場合

① 救命確実性があつたときは、保護責任者遺棄致死罪

② 救命確実性がなかったときは、保護責任者遺棄罪

(エ) 死亡の危険性の予見可能性はあつたが、認識していなかった場合は、重過失致死罪

第17章 性的虐待

第1 性的虐待とは

1 定義

(1) 児童虐待防止法上の定義

「性的虐待」とは、保護者が、その監護する児童（18歳未満）に対し、「わいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること」である（同法2条2号）。

厚生労働省の統計では、母親が、夫等の男性パートナーや伯父・兄らの被害児に対する性的虐待を認識しながら制止しない場合を「ネグレクト」に分類しているが、刑法上は性犯罪の共犯（共同正犯ないし幫助犯）が成立する場合もあり得る。

(2) 加害者による分類

ア 性的虐待

児童虐待防止法では、主体を保護者に限定している。

イ 国際的な「性的虐待」

国際的な「性的虐待」の定義では、主体を限定せず、18歳未満の子供に対する性的行為全般を指す。

日本の法令は、主体を限定することにより、性的虐待を家庭内だけの特殊な問題と位置付けてしまっているが、本来は、子供を性的に搾取するあらゆる性犯罪を包含して社会全体の問題と捉えるべきである。

家庭内の性的虐待の加害親は、父親（実父・養父・義父・母親の内縁の夫等）のほか、母親の交際男性、祖父⁽¹⁾、伯父・叔父、兄弟⁽²⁾等の男性のみならず、母親、姉等女性の場合もある。

(3) 接触の有無による分類

子供に対する性的虐待には、接触型と非接触型がある。

ア 接触型

虐待者が直接又は間接に被害児の身体に接触するタイプである。

監護者／不同意性交等罪、監護者／不同意わいせつ罪（接触型のもの）、淫行罪等が該当する。

イ 非接触型

虐待者が被害児の身体に接触せずに行う次のような行為である。

- ① 自己の性器を見せる（公然わいせつ罪〔刑法174条〕）。
- ② ポルノ画像・ゲーム・わいせつ雑誌を見せる（青少年健全育成条例違反）。その際に脅迫を用いれば強要罪（刑法223条）に当たる。
- ③ 他人との性的接触を勧める・斡旋する（淫行罪〔児童福祉法34条1項6号〕、児童買春周旋・勧誘罪〔児童ポルノ法5条、6条〕）。
- ④ 覗き（住居侵入罪〔刑法130条〕、軽犯罪法1条23号違反、迷惑防止条例違反）
- ⑤ 下着等の窃盗（窃盗罪〔刑法235条〕）
- ⑥ 児童ポルノの被写体にする（児童ポルノ製造罪〔児童ポルノ法7条5号、性的姿態等撮影罪等〕）。
- ⑦ 子供に過度に肌が露出した服を着せる、子供をみだりに裸にする、子供の眼前でみだりに裸になる、入浴介助を要しない年長児と一緒に入浴する（犯罪ではないが、性的虐待のリスクを高める行動）⁽³⁾。
- ⑧ 性的言動による心理的虐待：性的な話題に巻き込む、性的発達や性的指向や性器についてからかう、子供の生理や下着について介入的に把握しようとするなど、世代間・個人間の性的境界を侵し、子供の健全な性的発達を阻害する言動。

(4) 「近親相姦」ではなく「近親性交」

性的虐待を昔は「近親相姦」と呼んでいた。しかし、あたかも「相」互に同意した上で性的行為に及んでいるかのような加害親に都合の良い欺瞞的表

(1) 祖父による犯行も少なくない。例えば、徳島地判令3・2・17 LLI/DB07650109（自白）は、祖父が同居の孫娘2人（15歳、12歳）に対し、家人の留守を狙い、強姦・強制性交等未遂をして懲役8年を宣告された事例であり、年長の被害児に対する性的虐待は常習的であった。

(2) 兄からの性的虐待も少なくない。加害者が18歳未満の少年の場合、少年事件となる。

第2版あとがき

本書の初版は法科大学院派遣中で執筆の余裕があったため脱稿できたが、出版の数年後、性犯罪の罰則改正があり、改訂しなければと思いつつも、検察庁に戻ってからは執筆時間が取れず、遅々として進まないまま、資料ばかりが職場と自宅に積み上がり、休日も執筆をしない罪悪感にさいなまれて楽しめず、居間に堆積した資料を見ては、退職後でない無理だろうと思い、憂鬱であった。

ところが、2020年春、コロナ禍による自粛生活により思いがけず時間ができたため、「今しかない」と決意して執筆を開始した。しかし、刑法改正の影響により、読破・検討すべき資料の膨大さに圧倒され、思考も文章もなかなかまとまらず、途中何度も挫折しそうになった。執筆しながら、気力・体力・集中力・視力等のあらゆる観点から考えて、これ以上馬齢を重ねて退職してからでは改訂作業はほぼ不可能であつたろうと痛感したものである。筆者にとってコロナ禍の唯一の利点は、第2版執筆を可能とする最後のチャンスを与えてくれたことである。とはいえ、脱稿・校正作業の道程は長く、その間に2023年の刑法改正等があり、原稿の大幅修正を要し、校正終了まで丸6年掛かった。

特に、類似事実は難題であった。成瀬教授の研究は論理的で優れた内容であり、非常に参考になったが、それだけに、ジェンダーの視点が乏しい点が残念であり、中川元判事の著書がなければ第9章は完成しなかったと思われる。筆者は、国連に派遣された2年間、法務省の国際協力部に所属していた4年間、国際刑事裁判所に派遣された2年間の合計約8年間の国際関係業務経験があるため、他の法曹とは異なる視点でこの問題を見る契機になっているように感じる。日本の法制度は、明治時代のドイツ法起源の刑法と刑訴法が、第二次世界大戦後、刑訴法だけGHQの指導の下で大改正されており、大陸法系の実体法に基づく立証命題を英米法系の手続法で立証するという世界に類例のない混沌状態にある。さらに、その混沌状態のまま、大陸法系の参審制とも英米法系の陪審制とも異なる裁判員制度を

導入し、その弊害や立証上の苦難は、ひとえに立証責任を負う検察官に押し付けられている。つまり、立証すべき要証事實は、被告人の故意・目的等が多く、本来、大陸法系の訴訟手続（全ての記録が裁判所に提出され、裁判官が全証拠を見ることができ、伝聞法則も存在しない。）で立証するはずだったのに、英米法系のような推定規定もほとんどなく、捜査手法も限定されたまま、戦後に伝聞法則が導入された。その上、裁判員裁判施行に伴い、裁判官は、陪審員のための証拠制限が多い英米法系の証拠法則を参考にしつつ、新たな証拠制限（刺激証拠、類似事実の制限等）を法改正もなく導入し、公判前整理手続という非公開の手続の中で重要な証拠決定を済ませて判例にも残さず、「裁判長の訴訟指揮権」（刑訴法295条1項）という具体的基準の示されていない広範な裁量権を行使している。それらが法の恣意的運用ではないか、不当な証拠制限ではないかと批判的に検討する機会も検察官や研究者には与えられていない。多くの法曹は、英語力に乏しいからか、外国法に無関心だからか、半世紀前のマコーミック論文等に基づいて厳格に類似事実に関する証拠を制限すべきだとの最高裁判所判例に基づく判例を拡大適用し、諸外国における最新の判例動向や法改正動向を無視し、証拠制限を進めるガラパゴス化の一途を辿っている。他方、国際刑事裁判所では、類似事実による立証制限など存在しない。戦争犯罪の主犯の刑事責任を立証するには、指揮命令系統・共謀・故意・手口等を立証するために類似事実は必要不可欠であり、大陸法系の裁判官が半数を占めることから、何ら忌避感は見られない。

司法試験合格が簡単になり、裁判官の事実認定能力も判決起案力も低下する中で、裁判官の広範すぎる裁量権を規制する方策もないまま証拠制限をこれ以上放置するのは刑事司法制度への信用を毀損するものではないだろうか。

本書が紹介できた海外の法制度や裁判例は、ごく僅かである。筆者は学究の徒ではないため、研究力の限界を強く感じた。是非、若い研究者の方々が、この問題に関心を抱き、類似事実による立証を許容する諸外国の法改正・裁判例等を、裁判官を始めとする日本の法曹に伝えて啓発し続け、日本の法廷で、被害者、特に性被害者や被虐待児らが、孤独に闘う必要がないよう支援していただきたいと切に願う。

AHTについては、判例の偏頗な傾向を踏まえ、悩んだ末に割愛し、児童虐待事案における裁判所の証拠採否・評価の重大な問題を指摘するにとどめた。AHT以外の身体虐待については、実行犯以外の不作為の共犯について余りにも実務の扱いや判断がバラバラであり、現場捜査官の不作為犯・共犯の理解に問題があるのではないかと危惧している。

保護責任者遺棄致死罪を中心とするネグレクトに関する第16章も、想定外の難産であった。本書のような実務的な視点で類型別に論じたものは類書がないと思われるので、参考にしていただければ幸いである（ネグレクトによる死亡例がなくなり、本書が無用の長物になるのが最も幸いである。執筆中、裁判例の判決文を読むだけでも心が疲弊してつらかった。）。

性的虐待に関する第17章は、改訂に当たって改正法に則した内容にするため、大幅な改変を要したが、架空事例に基づく解説を残したいと考え、司法面接の証拠化パターン別に改訂した。

分量的に改訂の域を超え、「ハンドブック」としてのハンディさがなくなってしまったことはお詫びしなければならないが、本書は筆者の検事人生の卒業論文である。本書では、捜査上の留意事項をあれこれ記載したが、自分がこれらを適切にできていたとは言いがたく、どの事件を思い出しても、忸怩たる思いばかりが残る。検事人生の中で関わった被害者の方々、その御家族・御遺族の皆様、目撃者等として御協力いただいた皆様、業務を通して助言指導をして筆者を成長させてくれ、支えてくれた検察官・検察事務官の皆様、素晴らしい訴訟指揮で適正な判決を示してくれた（一部の）裁判官の皆様、被害者・被害児支援の現場で連携したり、公正で手ごわい弁護活動によってより良い仕事をする原動力を与えてくれたりした弁護士の皆様、一所懸命捜査してくれた警察官の皆様、子供たちに向き合う真摯な姿勢を示してくれた児相職員の皆様、専門家として多忙な中、鑑定・証言・被害者の治療をしてくださった医師・医療職・研究者の皆様、学会・勉強会等で様々な教示を頂いた様々な分野の先生方に厚くお礼を申し上げ、本書を捧げたい。

本書が、性犯罪・児童虐待の捜査・公判の改善の一助となることを祈念している。

初稿脱稿後、オランダのハーグにある国際刑事裁判所検事局に派遣され(2022年9月12日から2年間)、主に欧州における司法面接の専門家である検察官、裁判官、警察官出身の同僚と働く機会を得、司法面接に関する理解が深まり、本書の校正作業において反映させることができた。検事人生の最後にこのような機会を得られたことは望外の喜びであった。新天地に向かうために過去の執務資料をシュレッダーに掛けた際、筆者に「性犯罪・児童虐待とは何か」を教えてくれた被害者の声を再確認することになり、筆者にこのような新たな天命を与えてくれた被害者の方々への感謝の念が改めて湧き上がった。

皆様の被害からの回復と幸せを心から祈念して筆をおきたい。

2026年3月

田中嘉寿子

初版あとがき

筆者が検察官に任官した平成3年頃、強姦罪等の性犯罪の量刑は、今よりずっと低く、執行猶予率も高く、憤りを覚えたことをよく覚えている。本書の事例は、筆者の知見に基づいて作成した架空のものであるが、近時の類似した事案では、いずれも懲役7年ないし14年の判決が確定し、性犯罪への量刑が重くなったことを実感している。

この間、強姦の被害者から、「検事さんには、私の気持ちは分かりません」と言われて自身の聴取態度を反省したり、被害者が被告人の有罪判決・服役後も、PTSD、摂食障害、抑鬱状態、自傷行為、不登校等で苦しみ続けているのを見聞きして性犯罪が被害者にもたらす被害の深刻さを痛感した。

本書は、性犯罪捜査について、警察官の研修で講師をした際の講義資料を基にしたものであるが、被害者支援に従事する方々の参考にもなるように心掛けた。

本書執筆中に、各都道府県に性犯罪被害者への支援センターが次々に設立され、性被害者への支援が拡充しつつあることは誠に喜ばしいことである。民間の支援者にとっては、本書の記載は基本的な法的知識を前提としていることから、やや難解な部分もあるかもしれないが、参照条文を確認していただいたり、協力関係にある地元の警察官・検察官、弁護士らと協力して活用していただければ幸いである。

社会心理学の本に、集団心理として、犯罪が発生したとき、「人間は、被害者に落ち度があったかと思いたがる。なぜなら、人間は、社会は安全だと思いたがっている。安全なはずの社会で被害に遭うのは被害者に落ち度があるからであって、落ち度のない自分は被害に遭うはずがなく、安全だと思いたがるからである。」という説明があった。

被害者自身も、同じ集団心理を共有するため、自責感が強いのではないだろうか。被害者にとって、何の落ち度がなくともいつまた被害に遭うかもしれないのでは、この社会が怖くてたまらない。いっそ、自分に落ち度があったと思う方が、その落ち度をなくせば二度と被害に遭わないと信じることができて、怖さが軽減する心理が働くのかもしれない。

被害者の示す深い罪悪感や自責の念は、被害に遭ったことのない筆者には、想像したり理解したりするのが難しかった。「検事さんには、私の気持ちは分かりません」とある強姦の被害者に言われたとき、そのとおりです、と頭を下げるほかなかった。他人の気持ちに鈍感なタイプの筆者に「被害者の気持ち」を教えてくれた全ての被害者に対し、心からの謝罪と感謝の念を捧げるとともに、彼女らの人生に花が開くよう、祈りを込めて、本書の事例の被害者らには花の名前を付けた。

性被害者の支援者には、法改正を望む方も多く、改正してくれば捜査・公判がより容易になる面もあるが、現行法の中でも、運用面で改善し得る点や、関係する他機関の連携により効率化し得る点は多々ある。性犯罪捜査に従事する捜査官は、本書を一つの契機として一層の改善を図り、被害者の捜査過程での二次被害を最小限のものにしていきたい。

2014年1月

田中嘉寿子

判例索引

〈大審院、最高裁判所〉

大判大4・2・10刑録21輯90頁	1699
大判大4・5・21刑録21輯670頁	1600
大判大10・4・11刑録27輯242頁	1534
大判大13・10・22刑集3巻749頁	162
大判大15・6・25刑集5巻285頁	261
大判大15・10・25大審院判例拾遺1巻刑87頁	1699
大判昭10・11・11刑集14巻1165頁	416
最判昭24・7・9刑集3巻8号1174頁	159
最判昭24・12・24刑集3巻12号2114頁	349
最大判昭27・4・9刑集6巻4号584頁	946
最判昭27・6・6刑集65巻127頁	338
最判昭28・2・19刑集7巻2号305頁	1431
最決昭29・7・29刑集8巻7号1217頁	946
最判昭31・10・25刑集10巻10号1455頁	345
最決昭33・3・19刑集12巻4号636頁	1538
最決昭33・6・6裁集126号171頁	163、718
最決昭36・1・25刑集15巻1号266頁	332
最判昭36・8・17刑集15巻7号1244頁	136、344
最決昭40・4・30裁集155号595頁	398
最決昭41・11・22刑集20巻9号1035頁	1104
最決昭43・9・17刑集22巻9号862頁	331
最判昭44・9・26刑集23巻9号1154頁	1526
最判昭45・1・29刑集24巻1号1頁	267
最決昭45・7・28刑集24巻7号28頁	334
最決昭46・9・22刑集25巻6号769頁	332
最大判昭48・4・4刑集27巻3号265頁	1286
最決昭50・6・19裁集196号653頁	276

最判昭53・10・20民集32卷7号1367頁	977
最決昭57・5・25判時1046号15頁	1117
最決昭58・9・27刑集37卷7号1078頁	363
最大判昭60・10・23刑集39卷6号413頁	451、556
最決昭63・1・19刑集42卷1号1頁	1634
最判平元・6・29民集43卷6号664頁	977
最判平元・10・26裁集253号167頁	538
最決平5・10・26刑集47卷8号81頁	397
最決平10・11・2刑集52卷8号505頁	397
最決平17・7・4刑集59卷6号403頁	1622
最決平17・7・19刑集59卷6号600頁	181
最決平17・9・27刑集59卷7号753頁	285、570
最決平17・12・6刑集59卷10号1901頁	361
最決平18・2・20刑集60卷2号216頁	413
最判平18・2・27刑集60卷2号253頁	546
最決平19・10・10判時1988号152頁	521
最判平19・10・16刑集61卷7号677頁	1000
最決平20・1・22刑集62卷1号1頁	333
最判平20・4・25刑集62卷5号1559頁	1428
最決平20・11・10刑集62卷10号2853頁	421
最判平21・4・14刑集63卷4号331頁	46、285、425、992、1234
最決平21・7・7刑集63卷6号507頁	415
最決平21・10・21刑集63卷8号1070頁	302、405、416
最決平21・12・8刑集63卷11号2829頁	1428
最判平22・4・27刑集64卷3号233頁	1875
最判平23・7・12 LEX/DB25471647	1751
最判平23・7・25裁集304号139頁	142、543、693
最判平23・7・25判時2132号134頁	1031、1162、1234
最決平23・9・14刑集65卷6号949頁	571、1212
最決平24・1・30刑集66卷1号36頁	191、341
最決平24・7・9判時2166号140頁	413
最決平24・7・24刑集66卷8号709頁	342
最判平24・9・7刑集66卷9号907頁	432、1104
最決平25・2・20刑集67卷2号1頁	432、1105
最決平25・3・25 LLI/DB06810140	1702

最決平26・4・23 LEX/DB25503910/LLI/DB06910141	182
最決平26・7・28 LLI/DB06910131	251
最判平27・2・26ジュリ1492号224頁	15
最決平27・11・19刑集69巻7号797頁	395
最決平28・1・14 LEX/DB25542427/LLI/DB07110131	553
最決平28・3・24刑集70巻3号1頁	346
最判平28・6・14公刊物未登載	257
最決平28・10・25 LEX/DB25544913	1387
最判平29・7・27裁集322号1頁	1144
最判平29・10・16 LEX/DB25560191	1459
最大判平29・11・29刑集71巻9号467頁	267
最判平30・3・19刑集72巻1号1頁	1609
最決平30・3・27 LEX/DB25560466/LLI/DB07310024	348
最判平30・5・10刑集72巻2号141頁	524、1144
最決平30・6・26刑集72巻2号209頁	395、1004
最判平30・7・13刑集72巻3号324頁	1000
最決令元・5・29 LEX/DB25563782/LLI/DB07410069	1655
最決令元・6・25裁集326号1頁	87
最決令元・11・12刑集73巻5号125頁/判時2441号61頁	413
最決令2・1・27刑集74巻1号119頁	410
最判令2・3・10刑集74巻3号303頁	114、1133
最決令2・7・14 LEX/DB25566906	597
最決令2・8・24刑集74巻5号517頁	1623
最決令3・8・2 LEX/DB25591313	1744
最決令3・9・22 LEX/DB25591366	1744
最判令4・2・18判タ1498号49頁	195、1168
最判令4・4・21刑集76巻4号268頁	1444
最決令5・7・19公刊物未登載	226

〈高等裁判所〉

札幌高函館支判昭26・7・30高刑集4巻7号936頁	945
名古屋高判昭29・10・28高刑集7巻11号1655頁	351
東京高判昭30・4・28東時6巻5号142頁	150
高松高判昭30・10・11 LLI/DB01020765	1118
福岡高判昭31・4・14裁判特報3巻8号409頁	361
東京高判昭31・9・17高刑集9巻9号949頁／判タ63号59頁	237、266
仙台高判昭32・4・18高刑集10巻6号491頁	267
広島高判昭33・12・24高刑集11巻10号701頁	267
東京高決昭34・10・21判時204号33頁	979
東京高判昭35・2・17下刑集2巻2号133頁	1680
札幌高判昭36・2・9下刑集3巻1＝2号34頁	160
東京高判昭36・9・18東時12巻9号159頁	304
東京高判昭39・8・5判タ166号145頁	160
大阪高判昭41・9・7判タ199号187頁	279
東京高判昭43・11・28東時19巻11号248頁	150
東京高判昭46・2・2判時636号95頁	336
東京高判昭46・4・6判タ265号280頁	1539
大阪高判昭47・5・29高検速報昭47・30頁	334
東京高判昭48・3・26高刑集26巻1号85頁	350
福岡高那覇支判昭49・4・24判時747号118頁	332
東京高判昭50・12・4判タ333号332頁	300
東京高判昭51・12・13東時27巻12号165頁	177
大阪高判昭53・3・14判タ396号150頁	1622
大阪高判昭53・7・18判時938号135頁	1111
広島高判昭53・11・20判時922号111頁	167
福岡高判昭55・11・19判時997号168頁	394
東京高判昭56・1・27刑裁月報13巻1＝2号50頁	237
東京高判昭58・6・8東時34巻4＝6号23頁	177
大阪高判昭61・10・7判時1217号143頁	300
大阪高判昭62・3・19判時1236号156頁	332
広島高松江支判昭62・6・18判タ642号257頁	128
東京高判昭63・11・10判時1324号144頁	946

大阪高判平元・3・3判タ712号248頁	350
東京高判平9・3・11東時48巻1＝12号14頁	266
東京高判平9・11・20判タ1011号195頁／労働判例728号12頁	14
仙台高秋田支判平10・12・10労働判例756号33頁	15
大阪高判平11・7・16判タ1064号243頁	349
東京高判平11・9・27東時50巻1＝12号93頁	168、262
東京高判平12・2・21判時1740号107頁	333
札幌高判平12・3・16判時1711号170頁	1578
福岡高判平12・5・9判時1728号159頁	342
大阪高判平12・10・24高検速報平12・146頁	410
大阪高判平13・6・21判タ1085号292頁	1357、1563、1704
東京高判平13・9・18東時52巻1＝12号54頁	276、286
東京高判平14・12・17判時1831号155頁	394
札幌高決平15・1・22家庭裁判月報55巻7号68頁	1523
東京高判平15・3・20判時1855号171頁	351
名古屋高判平15・6・2判時1834号161頁	201、275、286
東京高判平15・9・29東時54巻1＝12号67頁	246、304
名古屋高判平15・10・15裁判所ウェブサイト	1709
大阪高判平17・6・28判タ1192号186頁	1110
東京高判平17・7・7高刑集58巻3号1頁	448
大阪高判平17・9・7家庭裁判月報58巻3号149頁	1794
東京高判平17・9・27高検速報平17・188頁	1466
名古屋高判平17・11・7高検速報平17・292頁	1582
大阪高判平18・12・22公刊物未登載	1699
東京高判平19・1・29高検速報平19・107頁	1711
名古屋高判平19・6・27判時1977号80頁	527
東京高判平20・3・19判タ1274号342頁	349
東京高判平20・6・11判タ1291号306頁	1569
東京高判平20・7・31高検速報平20・141頁	609
東京高判平20・12・16判タ1303号57頁	1111
東京高判平21・5・14高検速報平21・106頁	434
東京高決平21・5・28東時60巻1＝12号74頁／判タ1347号253頁	1194
福岡高決平21・10・15家庭裁判月報62巻7号93頁	1524
東京高判平21・12・21高検速報平21・158頁	1113
広島高判平22・3・18 LLI/DB06520156	243

大阪高判平22・3・26高検速報平22・113頁	280、304
東京高判平22・5・27判夕1341号250頁	946、1198
東京高判平22・6・18 LLI/DB06520713	284
東京高判平22・8・3 LLI/DB06520719	955
東京高判平22・8・30高検速報平22・92頁	119
札幌高判平22・8・31高検速報平22・273頁	1751
東京高判平22・9・24刑集66巻8号782頁	1535、1539
東京高判平22・10・6 東時61巻1＝12号231頁	1547
名古屋高判平22・11・24高検速報平22・136頁	425
広島高岡山支判平22・12・15高検速報平22・182頁	416
福岡高判平23・1・27 LLI/DB06620062	1018
大阪高判平23・4・8 LLI/DB06620192	1732
広島高判平23・5・26 LEX/DB25471443	283、388
大阪高判平23・6・28 LLI/DB06620311	1733
福岡高判平23・9・28 LLI/DB06620464	399、725、956、1199
東京高判平24・1・30高検速報平24・52頁	401
東京高判平24・7・17 LEX/DB25482259	416
東京高判平24・10・17東時63巻1＝12号209頁	400
東京高判平24・11・1 判時2196号136頁	301
福岡高宮崎支判平24・11・1 高検速報平24・256頁	1118
大阪高判平24・12・5 LLI/DB06720646	1702
東京高判平25・1・10東時64・1＝12・1	1105
広島高岡山支判平25・2・27高検速報平25・195頁	342
広島高判平25・6・6 高検速報平25・218頁	574
大阪高判平25・6・21公刊物未登載	416
東京高判平25・7・16高検速報平25・90頁	1118
広島高岡山支判平25・7・31高検速報平25・225頁／LLI/DB06820893	350
大阪高判平25・8・1 LLI/DB06820427	177
仙台高秋田支判平25・8・27 LLI/DB06820840	251
仙台高判平25・9・19高検速報平25・2頁	275
東京高判平25・11・28高検速報平25・130頁	1114
東京高判平25・12・11 LEX/DB25502640／LLI/DB06820735	182
東京高判平26・2・20 LEX/DB25503241	87
東京高判平26・3・12 LEX/DB25503368／LLI/DB06920148	1109
東京高判平26・5・2 高検速報平26・52頁／LLI/DB06920734	596、793

東京高判平26・7・15判時2246号123頁	439
大阪高判平26・8・28 LEX/DB25504703/LLI/DB06920378	99
東京高判平26・9・9 LEX/DB25504806/LLI/DB06920385	793
札幌高判平26・9・25判例時報2245号31頁	1295
大阪高判平26・10・21裁判所ウェブサイト	1795
名古屋高判平26・10・22高検速報平26・149頁	399
福岡高判平26・11・21 LEX/DB25542019/LLI/DB06920568	437
東京高判平26・11・26高検速報平26・113頁	1227
福岡高宮崎支判平26・12・11 LEX/DB25505426/LLI/DB06920607	252、553
東京高判平27・3・6 LLI/DB07020076	1163
仙台高判平27・3・10高検速報平27・318頁/LLI/DB07020089	793
東京高判平27・3・13 LLI/DB07020764	960
大阪地堺支判平27・8・18 LLI/DB07051205	438
大阪高判平27・9・29 LEX/DB25541384	621
大阪高判平27・9・29 LLI/DB07020409	186
大阪高判平27・10・6 判時2293号139頁	1542
仙台高判平27・10・29判時2281号74頁	1387
福岡高宮崎支判平28・1・12 LLI/DB07120009	524
広島高松江支判平28・2・26高検速報平28・236頁	420
仙台高判平28・3・15 LLI/DB07120154	1159
大阪高判平28・9・28刑集72巻1号66頁	1610
札幌高判平28・9・29 LEX/DB25544202	88
大阪高判平28・10・19 LLI/DB07120537	1610
東京高判平28・12・21高検速報平28・174頁	415
東京高判平29・1・13東時68巻1=12号1頁	1639
東京高判平29・3・21東時68巻1=12号69頁/LLI/DB07220837	957、1200
福岡高判平29・7・7 高検速報平29・259頁	1459
東京高判平29・10・12 LEX/DB25560010	263、992
東京高判平29・12・1 高検速報平29・219頁	136、348
名古屋高判平29・12・4 LEX/DB25549390	27
東京高判平30・1・30高検速報平30・80頁/LLI/DB07320072	127、1119
大阪高判平30・1・31 LEX/DB25549755/LLI/DB07320110	274
東京高判平30・2・6 高検速報平30・93頁	413
仙台高判平30・2・8 LEX/DB25549608/LLI/DB07320108	243
東京高判平30・4・26刑集74巻5号558頁	1623

東京高判平30・6・21 LEX/DB25561284/LLI/DB07320345	202
東京高判平30・7・11 LEX/DB25561381/LLI/DB07320483	178
大阪高判平30・7・18 LLI/DB07350537	1605、1606
東京高判平30・7・25 LLI/DB07320485	243
仙台高判平30・10・23高検速報令元・553頁	1122
福岡高判平30・11・6 公刊物未登載	1392
札幌高判平30・11・14 LLI/DB07320626	400
東京高判平30・11・15高検速報平30・252頁	1392
大阪高判平31・1・22 LLI/DB07350537	1655
名古屋高判平31・3・4 刑集73巻5号150頁	410
東京高判平31・4・5 高検速報令元・136頁	1115
東京高判令元・5・15判時2441号63頁	1120
東京高判令元・5・23 LLI/DB07420257	1666
広島高判令元・6・13 LLI/DB07420480	937
福岡高判令元・6・18 LLI/DB07420284	282
大阪高判令元・6・27裁判所ウェブサイト	597
東京高判令元・7・18高検速報令元・206頁	293
大阪高判令元・7・25判タ1475号84頁	952
大阪高判令元・10・25判時2476号110頁	1424
仙台高判令元・12・17 LLI/DB07420794	316
福岡高那覇支判令2・1・9 LEX/DB25564833/LLI/DB07520083	251
仙台高秋田支判令2・1・14 LEX/DB25564883/LLI/DB07520070	402、1226
東京高決令2・1・20判タ1477号145頁	1275
福岡高判令2・2・5 刑集75巻6号630頁/LLI/DB07520118	549、999、1039
大阪高判令2・2・6 判時2476号128頁	1425
福岡高判令2・3・11判時2520号114頁	312、719、1039
名古屋高判令2・3・12判時2467号137頁	228、719、1039、1758、1789、1832
大阪高判令2・3・13高検速報令2・336頁/LLI/DB07520102	1330、1407
大阪高判令2・4・23 LEX/DB25565819	719、1427
東京高判令2・7・3 高検速報令2・194頁/LLI/DB07520616	1003
東京高判令2・7・13判時2490号94頁	1168
大阪高判令2・8・27高検速報令2・418頁	836、873、892、953、1781
東京高判令2・9・8 判時2496号84頁	1738
大阪高判令2・10・29高検速報令2・442頁	897
大阪高判令2・11・4 高検速報令2・448頁	897

大阪高判令 2・11・13 LLI/DB07520438	143
東京高判令 2・11・17 LEX/DB25569649／LLI/DB07520422	1034
東京高判令 2・12・10判時2502号111頁	1429
東京高判令 2・12・21高検速報令 2・281頁	1039、1427
大阪高判令 3・2・22高検速報令 3・388頁／LLI/DBL07620092	1039、1042
東京高判令 3・3・4 裁判所ウェブサイト	1479
大阪高判令 3・4・16公刊物未登載	958
大阪高判令 3・4・19判時2496号92頁	1393、1661
札幌高判令 3・4・26裁判所ウェブサイト	1743、1744
札幌高判令 3・6・3 公刊物未登載	1682
福岡高判令 5・3・9 裁判所ウェブサイト／LLI/DB07820065	1577
東京高判令 5・3・30高検速報令 5、115頁	226
名古屋高判令 6・2・28 LLI/DB07920172	379
福岡高判令 6・5・17公刊物未登載	302
大阪高判令 6・11・28 LEX/DB25621501	1508
東京高判令 7・3・12 LEX/DB25622256	195

〈地方裁判所等〉

名古屋地判昭34・4・27下刑集1巻4号1115頁	1537
和歌山地判昭35・8・8下刑集2巻7＝8号1109頁	159
大阪地判昭39・6・11判タ163号206頁	155
静岡地判昭40・4・22下刑集7巻4号623頁	1112
名古屋地岡崎支判昭43・5・30下刑集10巻5号580頁	1699
京都地判昭45・10・12判時614号104頁	1534
福岡地久留米支判昭46・3・8判タ264号403頁	1680
岐阜地判昭46・3・11判時643号99頁	346
大阪地判昭46・3・12判タ267号376頁	155
東京地判昭48・3・9判タ298号349頁	1599
札幌地判昭52・1・18判タ349号292頁	1685
釧路地北見支判昭53・10・6判タ374号162頁	281
名古屋地判昭55・7・28判時1007号140頁	168
東京地判昭58・3・1刑月15巻3号255頁	169
大阪地判昭61・3・11判タ615号125頁	158
東京地判昭62・3・18ジュリ924号判例カード	1485
東京地判昭62・4・15判時1304号147頁	261
東京地判昭62・6・23公刊物未登載	285
東京地判昭62・9・16判時1294号143頁	283
新潟地判昭63・8・26判時1299号152頁	127
浦和地決昭63・9・28判時1306号148頁／判タ687号267頁	1686
東京地判昭63・10・26判タ690号245頁	1601
浦和地判平元・3・22判時1315号6頁／判タ698号83頁	1686
東京地判平2・9・27公刊物未登載	459
東京地判平3・6・27判時1430号3頁／LEX/DB28015361	87
水戸地下妻支判平4・2・27判時1413号35頁	1112
東京地判平6・3・7判時1530号144頁	459
東京地判平6・3・31判時1502号48頁	1112
東京地判平6・12・16判時1562号141頁	983、1161
広島地福山支判平7・5・17判時1535号30頁	1539
東京地八王子支判平8・3・8判時1588号154頁	1486
東京地判平8・11・26判タ942号261頁	459

京都地判平9・3・27判時1634号110頁	15
青森地判平10・11・11判タ1003号307頁	334
釧路地判平11・2・12判時1675号148頁	1578
静岡地浜松支判平11・12・1判タ1041号293頁	283
千葉地判平12・2・4判タ1072号265頁	1660
宮崎家都城支審平12・11・15家庭裁判月報54巻4号74頁	1522
富山地判平13・4・19判タ1081号291頁	342
仙台地判平13・5・11判タ1105号259頁	984
神戸地判平13・9・10裁判所ウェブサイト	285
千葉地判平13・9・28公刊物未登載	1622
さいたま地判平13・12・26 LEX/DB28075240	1713
さいたま地判平14・1・15裁判所ウェブサイト	1844
さいたま地判平14・2・25判タ1140号282頁	1713
宮崎地判平14・3・26判タ1115号284頁	1623
東京地判平14・3・27判時1791号152頁	983、1161
釧路家北見支審平14・5・31家庭裁判月報55巻5号70頁	1523
横浜地判平14・6・3判タ1139号295頁	1512
さいたま地判平14・6・14裁判所ウェブサイト	1328
大阪地判平14・12・13無罪事例集9集111頁	984
神戸地判平14・12・20裁判所ウェブサイト	1559
名古屋地岡崎支判平15・1・20裁判所ウェブサイト	1575
高松地判平15・1・31裁判所ウェブサイト	1750
さいたま地判平15・3・12裁判所ウェブサイト	1707
神戸地判平15・4・10裁判所ウェブサイト／LEX/DB28085644	279
札幌地判平15・11・27判タ1159号292頁	1634
横浜地判平16・9・14判タ1189号347頁	262
横浜地判平17・3・31判タ1186号342頁	1466
東京地判平17・6・2判時1930号174頁	1112
仙台地判平17・9・6 LLI/DB06050292	1581
神戸地判平17・9・16裁判所ウェブサイト	223
さいたま地判平17・10・12裁判所ウェブサイト	1711
大阪地判平17・10・26研修713号33頁	1645
京都地判平18・2・21判タ1229号344頁	256
鹿児島地判平18・3・10裁判所ウェブサイト	1680
青森地判平18・3・16裁判所ウェブサイト	277

大阪地判平18・3・28裁判所ウェブサイト	1699
広島地福山支判平18・8・2判タ1235号345頁	1112
和歌山地判平19・4・25 LLI/DB06250812	1682
千葉地八日市場支判平19・5・29公刊物未登載	128
名古屋地判平19・7・9 裁判所ウェブサイト	1608
札幌地室蘭支判平19・12・17裁判所ウェブサイト	1701
前橋地判平20・1・17刑弁58号34頁	533
東京地判平20・2・8 公刊物未登載	238
山口地判平20・3・19 LLI/DB06340197	183
大阪地判平20・6・27裁判所ウェブサイト／刑弁58号56頁	145、547
奈良地判平21・4・30 LLI/DB06450316	155
大阪地判平21・5・15判時2316号125頁	596
熊本家審平21・8・7 家庭裁判月報62巻7号85頁	1524
横浜地小田原支判平21・8・24 LLI/DB06450539	177
水戸地判平21・10・6 LLI/DB06450608	262
東京地判平21・11・20 LEX/DB25460279／LLI/DB06430561	189
札幌地判平21・11・30裁判所ウェブサイト	1633、1751
京都地判平22・1・28 LLI/DB06550072	1538
静岡地判平22・1・29裁判所ウェブサイト	547
さいたま地判平22・2・19裁判所ウェブサイト	1262
京都地判平22・5・20 LEX/DB25463847／LLI/DBL06550316	1521
横浜地判平22・7・15刑弁64号111頁	187
大阪地判平22・7・21裁判所ウェブサイト	1732
大阪地判平22・8・2 裁判所ウェブサイト	1733
福岡地判平22・9・14裁判所ウェブサイト	1500
東京地判平22・9・15 LEX/DB25464234／LLI/DB06530454	1540
東京地判平22・10・8 刑弁63号133、196頁	534
奈良地判平23・2・10 LEX/DB25470410／LLI/DB06650068	1715
奈良地判平23・3・3 LLI/DB06650185	1715
福岡地判平23・3・17 LEX/DB25471160／LLI/DB06650200	1199
水戸地判土浦支判平23・5・20 LLI/DB06650285	257
大阪地判平23・9・28 LLI/DB06650982	961
大阪地判平23・9・28判タ1398号377頁	188
五條簡判平23・10・27 LLI/DB06660016	1272
岡山地判平23・11・25 LEX/DB25480827／LLI/DB06650680	1536

大阪地判平23・12・6 LLI/DB06650749	1538、1548
山形地判平24・1・25 LLI/DB06750059	276
横浜地判平24・1・25 LLI/DB06750052	1534、1549
大阪地判平24・3・16裁判所ウェブサイト	1702
千葉地判平24・5・24 LEX/DB25481709/LLI/DB06750270	1716
東京地立川支判平24・6・19 DI/DB28210145	422
横浜地判平24・10・12 LEX/DB25483121	283
徳島地判平24・11・22 LLI/DB06750604	548
東京地判平25・2・1 LEX/DB25502639/LLI/DB06830042	182
秋田地判平25・2・20 LEX/DB25500971/LLI/DB06850797	251
山形地判平25・3・19 LLI/DB06850180	343
大阪地判平25・3・25 LLI/DB06850228	1496
大津地判平25・11・6 LEX/DB25502335/LLI/DB06850576	1659
鹿児島地判平26・2・24 LEX/DB25541931	524
高松地判平26・3・17 LEX/DB25503841	275
神戸地尼崎支判平26・3・18 LEX/DB25504157/LLI/DB06950092	441
徳島地判平26・5・2 LLI/DB06950190	1541
京都地判平26・5・21 LEX/DB25504092	275
大阪地判平26・5・26 LEX/DB25504177/LLI/DB06950243	159
東京地判平26・5・27公刊物未登載	257
京都地宮津支判平26・6・9 LLI/DB06950237	793
横浜地横須賀支判平26・6・26 LEX/DB25504295/LLI/DB06950269	189
京都地判平26・7・7 判時2381号131頁/LEX/DB25504435	282
神戸地判平26・7・18 LLI/DB06950404	226、1772
神戸地尼崎支判平26・7・30 LEX/DB25504574/LLI/DB06950328	281、1265
福島地判平26・9・30判時2240号119頁	1387
大阪地判平26・10・23 LEX/DB25541383	621
東京地判平26・11・28 LEX/DB25505494/LLI/DB06930633	1473
大津地判平26・12・17 LEX/DB25505589/LLI/DB06950655	1542
東京地判平27・2・4 LEX/DB25505940/LLI/DB07030157	1111
静岡地沼津支判平27・3・11公刊物未登載	710
横浜地判平27・3・12公刊物未登載	416
旭川地判平27・4・2 裁判所ウェブサイト	1381
大津地判平27・5・8 判時2293号144頁	1542
函館地判平27・5・18 LEX/DB25447301	275

横浜地判平27・8・20 LLI/DB07050451	266
東京地判平27・9・9 賃金と社会保障1649=1650号39頁	460
東京地判平27・9・15公刊物未登載	542、607
名古屋地判平27・9・17公刊物未登載	238
宮崎地判平27・9・18 LEX/DB25541351/LLI/DB07050484	1716
大阪地判平27・10・16判時2316号119頁	597
横浜地判平27・10・22裁判所ウェブサイト	1639
横浜地判平27・11・13 LLI/DB07050621	168
大阪地判平27・11・30刑集72巻1号56頁	1610
宮崎地判平27・12・1 刑集72巻2号217頁	264、1004
東京地判平27・12・4 裁判所ウェブサイト	1429
広島地判平27・12・7 LEX/DB25542007	282
東京地判平27・12・10 LEX/DB25542014/LLI/DB07031378	186、343
横浜地判平27・12・25 LLI/DB07050704	407
東京地判平28・1・8 LLI/DB07130019	399
千葉地松戸支判平28・1・13 LEX/DB25542107/LLI/DB07150045	189
大阪地判平28・1・28判時2334号133頁	1610
福岡地判平28・2・10 LLI/DB07150082	191
静岡地浜松支判平28・2・25 LLI/DB07150179	341
新潟地判平28・3・4 公刊物未登載	709
札幌地判平28・3・7 公刊物未登載	999
東京地判平28・3・15判時2335号105頁	410
宇都宮地判平28・4・8 判時2313号126頁	653
名古屋地判平28・4・25 LEX/DB25542949/LLI/DB07150243	284、1201
東京地判平28・5・13公刊物未登載	606
名古屋地判平28・5・19 LEX/DB25543211/LLI/DB07150248	199
福島地判平28・6・29 LLI/DB07150570	1268
東京地判平28・8・25公刊物未登載	25、587
東京地判平28・8・26 LLI/DB07131772	263
金沢地判平28・8・31公刊物未登載	231
水戸地判平28・9・12 LEX/DB25543870/LLI/DB07150773	1272
福岡地久留米支判平28・9・20 LLI/DB07150750	1551
東京地判平28・9・30 LLI/DB07131788	1264
京都地判平28・10・19 LLI/DB07150855	1273
名古屋地判平28・11・2 LEX/DB25544476/LLI/DB07150956	26

岐阜地判平28・12・14 LEX/DB25544941/LLI/DB07151143	1261
京都地判平29・1・20 LLI/DB07250054	399
福岡地久留米支判平29・1・24 LEX/DB25545065/LLI/DB07250050	1551
大阪地堺支判平29・2・3 LEX/DB25545067/LLI/DB07250080	1585
熊本地判平29・2・8 LEX/DB25545093/LLI/DB07250090	1459
東京地判平29・3・9 LLI/DB07230732	439
静岡地沼津支判平29・3・10 LLI/DB07250148	1270
横浜地判平29・3・16 LLI/DB07250163	400
津地判平29・3・22 LEX/DB25545575/LLI/DB07250223	401
前橋地判平29・5・18 LLI/DB07250463	1270
和歌山地判平29・5・18 LLI/DB07250309	1265
さいたま地判平29・5・25 LEX/DB25545983/LLI/DB07250435	1718
大阪地堺支判平29・5・25 LEX/DB25545818	275
名古屋地判平29・5・26公刊物未登載	284
大阪地判平29・6・8 LLI/DB07250749	1274
さいたま地判平29・6・15 LEX/DB25546453/LLI/DB07250510	1718
鹿児島地決平29・6・28判時2343号23頁/LEX/DB25545985	87
大阪地堺支判平29・7・19 LEX/DB25546331/LLI/DB07250567	1585
東京地判平29・8・16 LEX/DB25549604/LLI/DB07231959	440
水戸地判平29・8・21 LEX/DB25547040/LLI/DB07250630	400
和歌山地判平29・8・31 LLI/DB07250641	452
福岡地小倉支判平29・10・4 LEX/DB25547825/LLI/DB07250793	1571
広島地判平29・10・25公刊物未登載	239
長野地判平29・12・4 LEX/DB25549148/LLI/DB07250959	178
東京地判平29・12・19 LLI/DB07231050	441
横浜地判平29・12・20 LLI/DB07251017	259
福岡地判平30・1・24公刊物未登載	329
京都地判平30・1・25 LLI/DB07350049	332
大阪地判平30・2・13 LEX/DB25560515/LLI/DB07350481	1599、1655
静岡地浜松支判平30・2・16 LEX/DB25560151/LLI/DB07350352	1654
大津地判平30・2・21 LLI/DB07350186	1507
新潟地判平30・2・27 LEX/DB25560262/LLI/DB07350378	1684
神戸地判平30・3・8 LLI/DB07350313	270
高松地判平30・3・13公刊物未登載	1530
大阪地判平30・3・14 LLI/DB07350653	1267

神戸地判平30・3・20 LLI/DB07350395	298
那覇地沖縄支判平30・3・23公刊物未登載	68、549、1166
名古屋地岡崎支判平30・4・12 LEX/DB25560152/LLI/DB07350359	276、1262
名古屋地岡崎支判平30・4・19公刊物未登載	282
沖縄簡判平30・4・19 LLI/DB07360012	408
東京地判平30・4・20 LLI/DB07330740	435
東京地立川支判平30・4・24 LEX/DB25560505/LLI/DB07330393	160
長崎地判平30・5・16 LLI/DB07350443	324
広島地判平30・5・18刑集74巻3号329頁	1132
横浜地判平30・5・22 LLI/DB07350645	259
佐賀地判平30・5・30 LLI/DB07350464	932
津地判平30・6・1 LLI/DB07350457	1268
大阪地判平30・6・26 LLI/DB07351177	282
横浜地判平30・6・27 LEX/DB25561663/LLI/DB07351285	1477
神戸地判平30・6・28 LLI/DB07340785	276、283、1271
大阪地判平30・7・18 LEX/DB25549635/LLI/DB07350537	1655
大津地判平30・7・31 LLI/DB07350886	324
高松地判平30・8・22 LLI/DB07350899	1545
横浜地横須賀支判平30・8・28 LLI/DB07350896	183
福岡地判平30・8・30 LEX/DB25561436/LLI/DB07350907	160
長野地判平30・9・3 LEX/DB25561496/LLI/DB07351012	280
福島地郡山支判平30・9・20 LEX/DB25561591/LLI/DB07351082	328
宇都宮地足利支判平30・9・26 LLI/DB07351183	1268
東京地判平30・9・26 LLI/DB07330650	1271
奈良地判平30・9・27 LLI/DB07351077	263
大阪地判平30・10・1 LLI/DB07351411	1526
名古屋地判平30・10・5 LLI/DB07351072	338
仙台地判平30・10・9 LEX/DB25561525/LLI/DB07351068	297
千葉地判平30・10・18 LLI/DB07351140	325
熊本地判平30・10・26 LLI/DB07351127	270
大阪地判平30・10・29 LLI/DB07351528	282
名古屋地判平30・11・5 LEX/DB25561937/LLI/DB07351137	275
横浜地判平30・11・6 LEX/DB25562159/LLI/DB07351206	1264
徳島地判平30・11・9 LLI/DB07351147	325
さいたま地判平30・11・21 LLI/DB07351211	439

神戸地判平30・11・30 LLI/DB07351309	1516
盛岡地判平30・12・13 LLI/DB07351323	1721
徳島地判平30・12・13 LLI/DB07351292	325
さいたま地判平30・12・14 LEX/DB25562340/LLI/DB07351238	1722
東京地判平30・12・25 LEX/DB25562506	459
奈良地判平30・12・25 LEX/DB25561976	280
神戸地判平30・12・27 LLI/DB07351367	1274
名古屋地判平31・1・11 LLI/DB07450069	190
京都地判平31・1・11 LEX/DB25562497/LLI/DB07450087	1470
大阪地判平31・1・22 公刊物未登載	518
長野地判平31・1・30 LLI/DB07450146	399
山口地判平31・1・30 LLI/DB07450151	937
東京地判平31・1・31 LEX/DB25562632/LLI/DB07430028	1272
東京地判平31・2・20 判時2426号105頁	1168
長崎地判平31・2・21 LLI/DB07450680	336
大阪地判平31・3・1 裁判所ウェブサイト	1573
新潟地判平31・3・11 LLI/DB07450410	345
山形地判平31・3・12 LEX/DB25564141/LLI/DB07450344	270
釧路地判平31・3・13 LLI/DB07450311	164
静岡地浜松支判平31・3・19 判時2437号107頁	155、1164
仙台地判平31・3・26 LEX/DB25563130/LLI/DB07450484	516
さいたま地判平31・3・26 LEX/DB25563102/LLI/DB07450388	1494
名古屋地岡崎支判平31・3・26 判時2467号100頁	228
福島地判平31・3・28 LLI/DB07451752	316
千葉地判平31・3・28 LLI/DB07450492	400
福岡地小倉支判令元・5・9 2019WLJPCA05096004	1691
札幌地判令元・5・22 LLI/DB07550435	227
横浜地川崎支判令元・5・22 LEX/DB25563330/LLI/DB07450526	1691
仙台地判令元・5・30 LEX/DB25563536/LLI/DB07450666	146
名古屋地岡崎支判令元・6・3 LLI/DB07450601	243
千葉地判令元・6・6 LLI/DB07450669	1273
奈良地判令元・6・17 公刊物未登載	1080
神戸地判令元・6・17 LLI/DB07450689	259
佐賀地判令元・6・18 LLI/DB07450692	298、1266
宮崎地判令元・6・20 LLI/DB07450794	160

東京地判令元・6・21 LEX/DB25563779/LLI/DB07430304	337
千葉地判令元・6・26裁判所ウェブサイト	1583
名古屋地判令元・7・5 LEX/DB25563697/LLI/DB07450684	279
福岡地判令元・7・5 LLI/DB07450797	516
東京地判令元・7・10判時2502号120頁	1429
福島地郡山支判令元・8・21 LLI/DB07450974	363
静岡地判令元・8・28 LLI/DB07451063	402
徳島地判令元・9・13 LEX/DB25564109/LLI/DB07451057	336
東京地判令元・9・17判時2496号90頁	1738
長崎地判令和元・9・17 LLI/DB07451193	178
岐阜地判令元・9・24 LLI/DB07451150	325
神戸地判令元・9・25 LLI/DB07451120	404
静岡地判令元・10・8 LLI/DB07451227	1263
東京地判令元・10・15 LEX/DB25591203/LLI/DB07430335	1392、1738
和歌山地田辺支判令元・10・17 LLI/DB07451136	363
札幌地判令元・10・23 LLI/DB07451351	276
和歌山地判令元・10・23 LLI/DB07451355	1730
津地判令元・11・1 LLI/DB07451284	1269
高松地判令元・11・20 LLI/DB07451311	1530
神戸地判令元・11・22 LLI/DB07451366	199
東京地判令元・12・2 LEX/DB25566756/LLI/DB07430388	1034
福岡地小倉支判令元・12・3 LEX/DB25564706/LLI/DB07451328	226
津地判令元・12・17 LEX/DB25564905/LLI/DB07451386	316
仙台地判令元・12・19 LLI/DB07451409	364
千葉地判令元・12・23 LEX/DB25564882/LLI/DB07451455	244
札幌地判令元・12・25裁判所ウェブサイト	1312
和歌山地判令2・1・14 LLI/DB07550094	1730
福岡地小倉支判令2・1・17 LLI/DB07550172	251
宮崎地判令2・2・3 LEX/DB25566616/LLI/DB07550184	167
大阪地判令2・2・12裁判所ウェブサイト	1573
神戸地判令2・2・18 LLI/DB07550140	189
静岡地浜松支判令2・2・21 LEX/DB25565260/LLI/DB07550315	244、1126
東京地判令2・2・26 LLI/DB07530053	239
名古屋地判令2・2・27 LLI/DB07550309	246、959
大阪地判令2・3・12裁判所ウェブサイト	1661

釧路地帯広支判令 2・3・17 LLI/DB07550283	1263
仙台地判令 2・3・17 LEX/DB25565717/LLI/DB07550274	1723
千葉地判令 2・3・19裁判所ウェブサイト	1479、1583
大津地判令 2・3・30公刊物未登載	263
神戸地判令 2・4・17裁判所ウェブサイト	1667
千葉地判令 2・4・24 LEX/DB25566343/LLI/DB07550427	1266
鹿児島地判令 2・5・26 LEX/DB25566193/LLI/DB07550445	367
大阪地判令 2・6・8 LLI/DB07550669	1007
和歌山地判令 2・6・9 LLI/DB07550548	364
名古屋地判令 2・6・11 LLI/DB07550449	1267
佐賀地判令 2・6・11 LLI/DB07550453	327
神戸地判令 2・6・12 LLI/DB07550576	1692
岐阜地判令 2・7・7 LEX/DB25566506/LLI/DB07550559	370
高松地判令 2・7・16 LLI/DB07550584	1275
金沢地判令 2・7・21 LLI/DB07550672	1223
大津地判令 2・7・22 LEX/DB25566764/LLI/DB07550687	1694
山形地判令 2・8・5 LEX/DB25566645/LLI/DB07550673	1801
徳島地判令 2・8・7 LLI/DB07550665	1133、1263
広島地判令 2・8・13 LLI/DB07550674	1275
長崎地判令 2・9・3 LEX/DB25566894/LLI/DB07550763	366
大津地判令 2・9・16 LLI/DB07550775	369
水戸地判令 2・10・1 LLI/DB07550873	1692
高松地判令 2・10・2 LLI/DB07550814	325
札幌地判令 2・10・16裁判所ウェブサイト	1744
鹿児島地判令 2・10・20 LLI/DB07550928	1668
大阪地堺支判令 2・11・18公刊物未登載	958、1199
札幌地判令 2・11・20裁判所ウェブサイト	1743
神戸地判令 2・11・24 LLI/DB07551117	951
長野地松本支判令 2・11・27 LEX/DB25568144/LLI/DB07551127	1693
前橋地判令 2・12・9 LLI/DB07551210	251、951
大分地判令 2・12・14 LLI/DB07551131	367
佐賀地判令 2・12・23 LLI/DB07551201	364
徳島地判令 2・12・24 LEX/DB25568673/LLI/DB07551216	326
津地判令 3・1・13 LEX/DB25568896/LLI/DB07650042	326
福島地判令 3・1・15 LLI/DB07650088	316

福岡地判令 3・1・19 LLI/DB07650069	1792
函館地判令 3・1・27 LEX/DB25590139/LLI/DB07650060	1682
釧路地判令 3・1・29 LEX/DB25568940/LLI/DB07650057	1457
大阪地判令 3・2・3 LLI/DB07650422	307、316
大阪地判令 3・2・17 LLI/DB07650279	365
徳島地判令 3・2・17 LLI/DB07650109	1754
高知地判令 3・2・17 LLI/DB07650177	1690
高知地判令 3・2・17 LLI/DB07650178	327
大阪地判令 3・2・18裁判所ウェブサイト	1458
高松地判令 3・2・19裁判所ウェブサイト	1658
高松地判令 3・2・24 LLI/DB07650166	367
長野地松本支判令 3・2・25 LEX/DB25569151/LLI/DB07650169	1457
鹿児島地判令 3・2・25 LEX/DB25569214/LLI/DB07650163	368
千葉地松戸支判令 3・3・1 LEX/DB25569118/LLI/DB07650275	271、1133
徳島地判令 3・3・5 LLI/DB07650273	328
大阪地判令 3・3・10 LLI/DB07650356	374
横浜地川崎支判令 3・3・15 LEX/DB25569149/LLI/DB07650376	622、1773
静岡地沼津支判令 3・3・15 LEX/DB25569429/LLI/DB07650325	368
千葉地判令 3・3・16 LLI/DB07650372	464
大津地判令 3・3・22 LLI/DB07650399	994
大阪地判令 3・3・24 LLI/DB07650392	130
大阪地判令 3・3・25 LEX/DB25569576/LLI/DB07650390	1508
東京地判令 3・4・13 LLI/DB07230001	438
岐阜地判令 3・4・16 LEX/DB25569641/LLI/DB07650523	373
高知地判令 3・4・30 LEX/DB25569579/LLI/DB07650567	372
那覇地判令 3・5・17 LLI/DB07650530	378
那覇地判令 3・5・24 LLI/DB07650541	372
千葉地判令 3・5・28 LEX/DB25590059/LLI/DB07650663	320
名古屋地岡崎支判令 3・5・31 LEX/DB25590053/LLI/DB07650732	1695
福岡地判令 3・6・9 判時2520号107頁	312、1039
静岡地沼津支判令 3・6・14 LEX/DB25590381/LLI/DB07650774	371
甲府地判令 3・7・14 LLI/DB07650986	321
千葉地判令 3・7・29 LLI/DB07650976	375
福岡地判令 3・8・5 LLI/DB07650989	365
静岡地判令 3・9・10 LLI/DB07650984	322

福岡地判令 3・9・15 LEX/DB25591003/LLI/DB07650985	336、375
松山地判令 3・9・21 LLI/DB07651082	230
福岡地判令 3・10・20 LEX/DB25591239/LLI/DB07651051	356
津地判令 4・5・11 判時2583号102頁/LLI/DB07750476	380
東京地判令 4・8・30 LEX/DB25593703/LLI/DB07731496	226
津地判令 5・3・22 LEX/DB25594959/LLI/DB07851477	380
仙台地判令 5・7・20 LEX/DB25596042/LLI/DB07850787	251
那覇地判令 5・9・15 LLI/DB07850980	356
福島地判令 5・12・12 LEX/DB25596582/LLI/DB07851311	268
那覇地沖縄支判令 5・12・18 LEX/DB25596897/LLI/DB07851330	245
松江地判令 5・12・19 LEX/DB25597028/LLI/DB07851419	379
東京地判令 5・12・21 LEX/DB25622345/LLI/DB07831229	245
旭川地判令 6・2・5 LLI/DB07950087	331
大阪地判令 6・2・8 LEX/DB25598407/LLI/DB07950184	343
那覇地判令 6・2・19 LEX/DB25598394/LLI/DB07950123	164
京都地判令 6・9・30 LEX/DB25621850	1781

〈著者紹介〉

たなか かずこ
田中 嘉寿子 弁護士、元大阪高等検察庁検事

★本書の無断複製（コピー）は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。また、代行業者等に依頼してスキャンやデジタルデータ化を行うことは、たとえ個人や家庭内の利用を目的とする場合であっても、著作権法違反となります。

★本書および当社媒体に関するお問い合わせにつきましては、個別のご回答は行っておりません。いただいたご意見・ご質問は、企画運営の参考として活用させていただきます。

性犯罪・児童虐待捜査ハンドブック〔第2版〕【下】

～被害者心理から捜査・公判まで～

令和8年8月15日 第1刷発行

著 者 田 中 嘉寿子

発行者 橘 茂 雄

発行所 立 花 書 房

東京都千代田区神田小川町3-28-2

電 話 03-3291-1561（代表）

F A X 03-3233-2871

<https://tachibanashobo.co.jp/>